

(別記 1)

さとうきび生産性向上緊急支援事業

第 1 事業の内容

本事業は、さとうきび産地の生産体制強化に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。

1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、（１）から（８）までの取組を推進する上で、農業機械等の導入又はリース導入を行う必要がある場合、事業対象となる農業機械等については、別添 1 に定めるとおりとする。

- （１）担い手・作業受託組織の育成・強化対策
- （２）農作業の受委託の推進
- （３）地力増進対策
- （４）機械化の推進
- （５）自然災害による被害の軽減
- （６）種苗確保対策
- （７）肥培管理対策
- （８）病虫害防除対策
- （９）病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組

2 留意事項

- （１）国は、事業の実施に当たり、１に掲げる取組の中で、特に次に掲げる取組が重点的に取り組まれるよう、適切な配慮をするものとする。
 - ア 土づくりの推進
 - イ 作型・品種構成の転換
 - ウ 担い手・作業受託組織の育成・強化及びオペレーター・作業員の育成・確保
 - エ 環境負荷の低減
- （２）事業の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする
- （３）１の（１）に掲げる取組については、産地の持続可能な生産体制の構築を図るために重要な担い手・作業受託組織の育成・強化に係る以下のア及びイに掲げる取組を支援するものとする。

なお、イの取組のうち農業機械等の導入又はリース導入の対象となる取組については、対象となる農業機械等は別添 1 の 3 に定めるとおりとする。

ア 担い手・作業受託組織の育成・強化

（ア）研修会の開催や農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積等の取組

（イ）就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通等産地における人材確保の取組

- (ウ) 産地における外国人労働者の受入体制の整備
- (エ) 担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制の構築
- イ さとうきび複合経営の導入による担い手の経営安定
 - (ア) さとうきび複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会の取組
 - (イ) さとうきび栽培を核とした複合経営の拡大、転換等に必要な機械導入
- (4) 第1の2の(3)のアの(エ)の取組を行う場合については、以下のアからウまでに掲げる取組を支援するものとする。
 - ア メンテナンス体制の構築に向けた検討会の開催
 - イ 農業機械の補修・メンテナンスに関する技術講習会の開催や技術普及の取組
 - ウ 農業機械の補修・メンテナンスの実施
 また、ウの取組を実施する場合においては、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。
 - (ア) アの取組により次年産に向け地域で作業受託組織の持続的運営に資する方針の策定を行うこと
 - (イ) ウの取組の受益者の過半がイで実施する技術講習会に参加すること。
- (5) 1の(3)の取組のうち、以下のア及びイに掲げる取組を優先的に支援するものとする。
 - ア 製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催
 - イ 製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び施用
- (6) 1の(9)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。
 - ア 病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみでのほ場確認の取組を行うこと。
 - イ 植付時又は株出管理時等において、薬剤施用や耕種的防除の取組等により、病害虫や難防除雑草の予防的防除を行うこと。
 - ウ ほ場確認実施者に対し、別添2により、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。
 - エ ほ場確認は、植付又は株出管理後を中心に、1ほ場当たり月1回(最大3回)実施すること。
- (7) 別添1の1のうちケーンハーベスタ又は苗植付機の導入又はリース導入に併せて搬出・搬入機の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、ケーンハーベスタ又は苗植付機の農業機械の能力・規模に見合った搬出・搬入機に限り、導入又はリース導入ができるものとする。
- (8) 別添1の1のうち堆肥散布車若しくは散水車の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、第2の事業実施主体のうち、(1)、(2)、(4)及び(9)から(11)までの者が、市町村、島単位等の広範囲において農業用に活用する計画に基づき、農業機械等の導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。
- (9) 別添1の1の(5)のうち無人航空機(ドローン等)の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付

け元消安第1388号消費・安全局長通知) 」等を遵守するものとする。

- (10) 国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつその他の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとし、平年糖度（過去7年中庸5年平均糖度）が13.1度を下回る地域においては、本事業で実施する低糖度対策の取組について、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり2,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- (11) 国は、事業の実施に当たり、労働力不足に対応した作業競合の回避、台風等自然災害リスクの分散等生産の安定化を目的に作型や品種の転換を進める取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の株出栽培の1割を上限）10a当たり3,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- (12) 別添1の3の農業機械等の導入又はリース導入に当たっては、複合経営品目特有の農業機械等に限るものとし、汎用性の高い農業機械等については、対象外とする。

第2 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、以下に掲げるものとする。ただし、(2)、(4)又は(11)の者であって、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行う者は、本事業の対象とならないものとする。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
 - (4) 土地改良区
 - (5) 協議会（さとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
 - (6) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - (7) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
 - (8) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。以下同じ。）
 - (9) 生産者の組織する団体
 - (10) 国内産糖製造事業者
 - (11) 民間企業
- 2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。
 - (1) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
 - (2) 前項の(3)の者については、さとうきびの生産振興を行う法人であること。
 - (3) 前項の(5)の者については、農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であること。
 - (4) 前項(10)の者については、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であること。
 - (5) 前項(11)の者については、さとうきびの生産振興を行う企業であること。
 - (6) 第1の1の(1)のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組及び第1の1の(9)の取組を実施する者は、前項(5)に掲げる者に限るものとする。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

(1) 第1の1の(2)から(8)までに掲げる場合の成果目標は、以下のアからオに掲げる目標から、1つ以上(第1の1の(3)、(6)及び(7)に掲げる取組についてはオを含む1つ以上)設定することとする。

また、第1の1の(1)に掲げる取組については、以下のアからキまでに掲げる目標から、1つ以上を設定するものとする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に掲げる取組の成果目標は、以下のアからエまでに掲げる目標から1つ選択し、併せてクを選択するものとする。

なお、第1の2の(10)に掲げる低糖度対策に取り組む場合の成果目標はケを、第1の2の(11)に掲げる作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標はコを選択するものとする。

ア 生産量を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加(ただし、事業実施計画を作成する際に用いられる直近のデータにおいて生産量が平年水準を上回る場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標として掲げる生産量のうちいずれか多い方)。

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量5%以上増加

イ 作付面積を1%以上増加

ウ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加

エ 10a当たり労働時間を10%以上削減

オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

カ 担い手の作付面積を1%以上増加

キ 担い手の生産コストを3%以上減少

ク 複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加

ケ 糖度を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加

コ 新植作付面積の増加

2 目標年度

第1に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、さとうきびの栽培上の特性と取組内容に鑑みて、事業実施年度の翌々年度にならざるをえない場合を除き、原則事業実施年度又はその翌年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。以下同じ。)とする。

4 事業実施計画の採択要件

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

(ア) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

(ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

- (エ) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (オ) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (カ) 助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (キ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (ク) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- (コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスタの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- (サ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (タ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）
- (チ) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの

食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(ツ) 事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(テ) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。なお、地方農政局長等は、事業申請者に対してあらかじめ、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

(ト) 事業実施主体の取組の内容が、さとうきび増産プロジェクトの達成のためにあらかじめ都道府県が策定する「都道府県機械導入方針」に位置付けられている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者（以下「利用者」という。）等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）/当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 取組の内容が、地域におけるさとうきび増産プロジェクトに定められた取組であること。

エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。

オ 取組が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 募集方法等

(1) 農産局長（農林水産省農産局長をいう。以下同じ。）は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局（農林水産省農産局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

(1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

(2) 実施要領第5の2の(2)に規定するチェックシートについては、第2の1の(1)から(4)まで又は(6)から(9)までの場合は別記様式第10号-1、(5)の場合は、別記様式第10号-2、(10)の場合は別記様式第10号-3、(11)の場合は別記様式第10号-4を用いるものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事

態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（1）農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

（ア）補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（イ）農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

（ア）補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。以下同じ。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

（イ）農業機械等の賃借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

（ウ）本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リース契約の終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ただし、別添1の3に掲げる農業機械等の場合は、以下算式の6/10を1/2に置き換えて、計算するものとする。

- ① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内
- ② $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

（2）農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記○に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記○の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとし、みなすものとする。

- 2 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組（農業機械等の導入又はリース導入は除く。）の具体的な内容ごとに設定される補助率が、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業に係る事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの標準補助率（事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率をいう。）に比べ過大とならないよう定めるものとする。
- 3 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組のうち、農業機械等の導入の場合は、農業機械等の実勢価格の6/10以内とし、リース導入の場合は、リース料の6/10以内とする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に必要となる農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の1/2以内とし、また、リース導入の場合はリース料の1/2以内とする。
- 4 第1の1の(9)に掲げる取組を行う場合については、補助対象となる面積は令和5年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は10a当たり1回200円とする。
- 5 第1の2の(4)のウに掲げる取組を行う場合については、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり1,200円を上限に支援するものとする。
- 6 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 7 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
 - (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
 - (4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (5) 不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は除く。
 - (6) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- 8 7の(5)の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具（灌水タンク等）を取得等）については、本事業の補助対象とすることができる。
- 9 申請できない経費

- (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

10 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体が、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めたときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業による事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合

実施要領別記 1 の第 1 の 1 の取組例

取組事項	取 組 例
(1) 担い手の育成・強化対策	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積、複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会、農業機械の補修・メンテナンス体制の構築に向けた講習会 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動、春作業を適期適切に行うための作業受託組織の体制構築 等
(3) 地力増進対策	製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催、製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び散布、堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破碎、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良、農業機械等の保守管理の体制構築 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進、早期高糖品種の活用 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進、マルチ栽培の推進（生分解性マルチの導入を含む。） 等
(8) 病虫害防除対策	病虫害の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る砕土委託） 等
(9) 病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組	病虫害・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※（４）の取組のうち資格取得支援については事業終了後３年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

実施要領別記 1 の第 1 の 1 の (1) から (8) までのうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等（さとうきび） （1）ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） （2）株出管理作業機 （3）苗植付機 （4）乗用トラクター （5）防除用機械 （6）堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） （7）肥料散布機 （8）耕うん用機械 （9）碎土整地用機械 （10）栽培管理用機械 （11）搬出・搬入機 （12）脱葉機 （13）散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（さとうきびの干ばつ被害を軽減するものに限る。） （1）設置型農業用タンク （2）灌水ポンプ （3）灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過・淡水化装置等）
3 農業機械等（複合経営品目） 植付・播種、収穫・調製等の複合経営の実施に必要な農業機械等（品目特有のものに限る。）
4 その他の農業機械等 1 から 3 までに定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

病害虫発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病害虫発生の有無		有（病害虫名： ） 無	
食害・糞の有無		無 有（被害株数 ）	
幼虫の有無		無 有（寄生頭数 ）	
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

雑草発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
雑草発生の有無		有（雑草名： ） 無	
雑草の繁茂状況			
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名又は 耕種的防除 の取組	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

(別記2)

かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業

第1 事業の内容

本事業は、需要に応じたかんしょの安定生産体制の構築に向けて、次に定める取組に必要な経費を補助するものとする。

1 かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

かんしょの省力生産体系の確立に向けて、産地におけるかんしょ生産の省力化に資する新品種・新技術の導入実証、作業の外部化・集約化に向けた体制構築の実証等の取組

2 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

産地と実需者との連携によるかんしょ安定生産モデル産地の形成に向けて、産地と実需者との連携体制づくり、用途に適した新品種・栽培技術の導入実証や試作品の開発、輸出拡大に資する貯蔵・輸送技術の導入実証等の取組

3 農業機械の導入等

1及び2の取組に必要な農業機械等の導入の取組

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(5) 民間事業者

(6) コンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

ア 第1の3の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は農業従事者数を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

イ 事業の実施に当たっては、実証内容等に応じて、農業者、実需者、農業機械メーカー、試験研究機関、都道府県、市町村等が関与する体制とする。

- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー4(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー5(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

2 成果目標

(1) 第1の1の取組を行う場合

10a 当たりの総労働時間を10%以上削減

(2) 第1の2の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

ア 単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加

イ 総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加

ウ 総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 留意事項

(1) かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとする省力生産体系導入計画を添付するものとする。また、当該計画は、産地として導入する新たな省力生産体系の技術、農業機械等に関する内容(特徴、仕様等)、想定される効果、実証に参画する農業者等を記載することとする。

イ 本事業の実施に当たっては、農業者、農業者団体、試験研究機関、機械メーカー、行政機関等の地域の関係者による連携体制を構築し、省力生産体系導入計画で導入を予定している技術等の実証、運営体制の検証、分析等に取り組むものとする。

ウ 第1の3の取組を行う場合は、事業実施計画書及び省力生産体系導入計画に基づいて実施するものとする。

エ 実施要領第8に規定する事業評価時に、評価シートに省力生産体系の導入の効果を内容とする報告書(省力効果、普及状況等)を添付して提出するものとする。

(2) 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、産地と実需者が合意の上で作成した事業実施年度から目標年度までの3年間のかんしょ生産・販売計画を添付するものとする。また、当該計画は、イに規定する連携体制に参画している農業者が生産したかんしょを同体制に参画している実需者に供給する計画とする。

イ 本事業の実施に当たっては、かんしょ農業者及び実需者を必須とする地域の関係者の連携体制を構築し、産地形成に向けた検討及び取組の推進を行うものとする。

ウ 第1の3の取組を行う場合は、事業実施計画書及びかんしょ生産・販売計画に基づいて実施するものとする。

エ 実施要領第8に規定する事業評価時に、評価シートにかんしょ生産・販売計画の実績(実証成果、生産・販売実績等)を添付して提出するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 補助の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

(1) かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

補助対象経費は、生産の省力化に資する新品種・新技術の導入及び作業の外部化・集約化に向けたモデル実証の取組に要する経費のうち別表2に掲げるもの及び以下に掲げる経費とし、他の経費と明確に区分できるもののみとする。

ア 検討会等の開催経費等

検討会や協議体の運営等に要する経費、技術研修、マニュアル等の作成に要する経費

イ 実証ほの設置・運営経費

栽培実証に要する種苗代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

ウ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等に要する経費

エ 作業の外部化・集約化に向けたモデル実証を行うための運営体制の検証・分析等に要する経費

オ 実証における作業委託に係る経費

なお、この場合の作業受託料金単価は、事業実施地区に係る農業委員会等が定めた農作業標準受委託料金に準じるものとする。

カ 補助率は、アからエまでについては、10/10以内とし、オについては1/2以内とする。

(2) 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

補助対象経費は、用途に適した新品種・栽培技術の導入や試作品の開発及び輸出拡大に資する栽培技術、貯蔵・輸送技術等の導入等の取組に必要な経費のうち別表2に掲げるもの及び以下に掲げる経費とし、他の経費と明確に区分できるもののみとする。

ア 検討会等の開催経費等

検討会や協議体の運営等に要する経費、技術研修、マニュアル等の作成に要する経費

イ 実証ほの設置・運営経費

栽培実証に要する種苗代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

ウ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等に要する経費

エ 協議体に参画する実需者が行う、実証ほの生産物等を使用して取り組む試作品の開発に要する経費

オ 輸出に資する貯蔵・輸送技術等の実証に要する経費

カ 補助率は、アからオまでについては、10/10以内とする。

(3) 農業機械の導入等

補助対象経費は、事業実施主体、省力生産体系導入計画又はかんしょ生産・販売計画に位置付けられた農業者等が第1の1又は2の取組を実施するに当たって必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

ア 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。

イ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

ウ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

オ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

（ア）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（イ）農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

（ウ）国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

カ 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

（ア）導入及びリース導入共通の留意事項

a 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

b 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

c 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

d 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

e 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

f 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

g 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

h 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

i スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

j 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

k 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

1 本事業により導入した機械等については、本事業名等を表示するものとする。

(イ) 農業機械等を導入する場合の留意事項

a 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

b 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

c 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

(a) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

(b) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

(c) 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(ウ) 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

a 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

b リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1/2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1/2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×助成率（1/2以内）

- c 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則３者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。
 - d 事業実施主体は、cの選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
 - e 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。
- 2 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に応さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等のできるものとする。
- なお、この場合、１の（１）のイ及び（２）のイに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものの補助率を1/2以内とする。
- 3 実施要領第６の３に関して、本事業のうち農業機械等の導入又はリース導入を除く取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
- （１）学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
 - （２）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第１項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- 5 事業実施計画の採択要件
- （１）取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
 - （２）取組の内容が、第３の２の成果目標の達成に直結するものであること。
 - （３）取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - （４）取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
 - （５）事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。

でん粉原料用かんしょ産地対策事業

第1 事業の内容

本事業は、でん粉原料用かんしょ等の生産性向上を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

1 新品種の早期普及

でん粉原料用かんしょの新品種である「こないしん」及び「みちしずく」の早期普及を目的としたウイルスフリー苗等の購入・増殖、ほ場での種いも増殖及び農業者への配布に係る経費等。

2 ドローン等を使った防除技術の確立

最新技術の導入により効率的な防除技術を実施するために必要なドローン等の機械購入費用、当該実証を行うための会議・研修会等開催費、実証ほ設置費及びAI技術等を活用した葉色診断等による生育診断システム開発費等。

3 ほ場の地力対策

担い手農家等が離農農家等の農地にでん粉原料用かんしょを新たに植え付ける場合のほ場の土壌条件の整備に必要な土壌診断費、堆肥及び土壌改良資材の購入費並びに深耕作業等の委託に必要な経費。

4 生分解性マルチの導入促進

でん粉原料用かんしょに係るマルチはぎ作業の省力化と廃プラスチック処理経費の削減を目的とした生分解性マルチの購入経費。

5 かんしょ生産省力機械の導入促進

かんしょ生産の省力化を図るための農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

(1) 事業の対象となる農業機械等

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスタ
- オ 耕土改良・排水対策用機械
- カ マルチャー
- キ マルチはぎ機
- ク 育苗用機器（苗床造成機、一斉採苗機等）
- ケ 乗用トラクター

(2) (1)のケの導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

- ア 専ら、でん粉原料用かんしょの生産に使用すること。
- イ (1)のイからキまでに掲げる農業機械のいずれかをけん引するためのものであり、当該機械とともに導入すること。
- ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であ

ること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する農業機械に対して適切なものであること。

6 「こないしん」及び「みちしずく」の生産拡大

「こないしん」及び「みちしずく」をでん粉原料用として生産・出荷するために必要な経費。

7 労働負荷軽減対策モデル実証

でん粉原料用かんしょ生産における作業の集約化及び作業受委託体制の構築に必要な次のアからエまでの取組に係る費用のうち、別表 2 に掲げる経費。

ア 地域における検討会の開催に係る経費

イ 実証計画（地域で取り組む作業の集約化及び作業受委託に係る体制、成果目標、委託作業の内容・規模、事業の活用計画等の取組内容を記載したもの）の作成・実施、分析に係る経費

ウ 実証結果の普及に係る経費

エ 実証における作業委託に係る経費

第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げる者とする。

なお、農業者はでん粉原料用かんしょの生産に取り組むものとする。

（1）農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

（2）かんしょでん粉製造事業者

（3）かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

（4）協議会（農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

（5）公社

（6）土地改良区

（7）民間企業

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

（1）第1の1から4まで及び6の取組については、1の（1）から（4）の者のみが実施できるものとする。

（2）第1の7の取組については、1の（4）の者のみが実施できるものとする。

（3）1の（4）の者については、農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約があること。

(4) 第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

- 3 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号ー1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物、地域の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。)の区域内とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加
- (2) 10a当たりの総労働時間を10%以上削減
- (3) 10a当たりの収量を2%以上増加
- (4) 3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加

なお、(1)、(3)及び(4)については、でん粉原料用かんしょに限り目標として設定することができるものとする。

3 目標年度

目標年度は、第1の1から4まで及び6については、事業実施年度の翌年度、第1の5及び7については、事業実施年度の翌々年度とする。

また、複数の取組を行う場合であって、取組の目標年度が異なる場合は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に定める生産方式革新実施計画

の認定を受けている者又は事業終了時まで当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時まで当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

(9) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け文書番号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

第 4 補助対象経費、補助率等

1 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- (2) 第 1 の 1 から 4 まで、6 及び 7 については、でん粉原料用かんしょの生産に係る取組のみ対象とする。
- (3) 第 1 の 7 のエについては、植付作業及び収穫作業に係る委託費とし、収穫作業を委託した場合は、でん粉工場への出荷作業に係る委託費についても対象に含めることができる。

2 本事業の補助率については、次のとおりとする。

- (1) 第 1 の 1 から 5 までの取組
事業に要した経費の 1/2 以内とする。
- (2) 第 1 の 6 の取組
10 アール当たり 7,000 円とする。
- (3) 第 1 の 7 の取組
アからウまでについては、10/10 以内とする。
エについては、1/2 以内とする。

3 第 1 の 2、5 及び 7 の取組において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、次の基準により補助する。

- (1) 補助率は 1/2 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の 1/2 以内とする。
- (2) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (3) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

- (4) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
- (6) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
- ア 導入及びリース導入共通の留意事項
 - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
 - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
 - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず 3 戸又は 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3 戸又は 5 名以上となるように努めるものとする。
 - (キ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
 - (ク) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
 - (ケ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (コ) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を

整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

(サ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによる。

(シ) 本事業により導入した農業機械等については、本事業名等を表示するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費－補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費

c 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間 (年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。) 以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × 助成率 (1/2 以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × (リース期間 ÷ 法定耐用年数) × 助成率 (1/2 以内)

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）× 助成率（1/2 以内）

（ウ）事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則３者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（オ）事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 第１の７の取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に使さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。

なお、この場合、第１の７のイに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものの補助率を 1/2 以内とする。

5 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

6 実施要領第６の３に関して、本事業のうち第１の２、５及び７の取組で農業機械等の導入又はリース導入を除く取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

7 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

- （１）国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
- （２）学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
- （３）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 33 条第 1 項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- （４）事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組
- （５）事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- （６）補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

第５ 事務手続

1 募集方法等

（１）農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

（２）地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計

画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

(別記 4)

かんしょ重要病害虫対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、重要病害虫の防除を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

1 サツマイモ基腐病対策

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体が行う当該病害の防除のための以下の取組に係る経費の一部を助成するものとする。

(1) ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病が発生したほ場における次期作についての当該病害のまん延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費。なお、処理費には腐熟促進剤の購入を含む。

(2) ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費（補助の対象となる種いもの購入量は、作付面積 **10a** に対して **80** キログラム、価格は、キログラム当たり **270** 円を上限とする。）並びに他地域からの輸送費並びに健全な種苗の増殖に係る当該病害未発生ほ場の借上費。

(3) 苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産することを目的として、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費。

(4) 種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費。

(5) トンネル栽培等早期栽培の推進

かんしょの梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、令和 7 年 3 月 **15** 日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費。

(6) 防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

ア 事業の対象となる農業機械等

(ア) 防除用機械

(イ) マルチャー

(ウ) 深耕プラウ（概ね **60** センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）

(エ) 整地用機械（ロータリーを除く。）

(オ) レーザーレベラー

(カ) 乗用トラクター

(キ) 蒸熱処理装置

イ アの(イ)については(ア)と、(エ)については(ウ)と併せて導入するものに限る。

ウ アの(カ)の導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

(ア) 専らサツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用すること。

(イ) アの(ウ)、(エ)又は(オ)をけん引するためのものであり、これらの機械と併せて導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(7) 薬剤の散布

サツマイモ基腐病の防除効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

(8) 堆肥の散布

堆肥の購入費及び散布を委託した場合の委託費

(9) かんしょ輪作体系の構築の推進

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する地域が、サツマイモ基腐病の密度を低減させ、持続的なかんしょ生産の実現を目指すため、第3の5の(1)に定めるかんしょ輪作計画を作成し、かんしょを組み入れた輪作体系(かんしょの栽培の前年又は翌年に地域における一般的なかんしょ作付期間において、かんしょ以外の作物を1年以上栽培する輪作体系をいう。以下「かんしょ輪作体系」という。)の構築に取り組み、当該計画に位置付けられた農業者等が当該計画に基づいてかんしょ輪作体系を新たに導入する場合に必要な以下に掲げる経費。

また、本取組の支援対象期間は、最大3年間とする。

なお、本取組については、(10)の取組と併せて実施することができるものとする。

ア かんしょ輪作体系の導入に要する経費

地域かんしょ輪作計画に位置付けられた輪作作物を栽培するに当たって必要な経費を支援する。

(ア) かんしょを作付けする場合

輪作体系の中で、以下の防除対策に取り組みながら、かんしょを栽培する取組に係る以下の経費を支援する。

i 苗・苗床の消毒及び排水対策に係る労務費

ii トンネル栽培等早期栽培に係る労務費

iii 土壌消毒に使用する薬剤費、被覆資材費及び土壌消毒に係る労務費

なお、当該経費の支援対象は、サツマイモ基腐病抵抗性品種（サツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種をいう。）の栽培に限定し、かんしょ輪作体系に新たに取り組むほ場であって、かんしょの初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする）。

(イ) かんしょ以外の作物を作付けする場合

輪作体系の中で、かんしょ以外の作物を栽培する取組に係る経費を支援する。

なお、当該経費の支援対象は、かんしょを組み入れた輪作体系に新たに取り組むほ場であって、当該作物の初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする。）。

イ かんしょ輪作計画に定めるかんしょ以外の作物の導入に当たって追加的に必要な農業機械の導入又はリース導入に係る経費（トラクターについては、輪作対象作物の生産に追加的に必要な作業機械を牽引する必要がある場合のみ対象とする。）

ウ かんしょ輪作計画に定める輪作体系の実施に必要な作業委託に係る経費

(10) サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証

サツマイモ基腐病の被害軽減が期待される生産資材の導入や輪作の実施等の防除対策の実証に必要な以下に掲げる経費のうち別表2に掲げる経費を補助する。

ア 実証計画の作成、進捗状況及び成果の把握、分析等に係る経費並びに検討会の開催に係る経費

イ 産地段階での生産規模・作業体系等を想定した防除技術の確立のための実証に係る経費

ウ 成果報告会やマニュアルの作成等実証成果の普及に係る経費

(11) 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病のまん延により、被害が著しいほ場に使用する以下の資材等について支援する。

ア 土壌消毒

土壌消毒のための薬剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費

イ 被覆資材の導入

土壌消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費

ウ 他作物への転換

被害が著しいほ場について、当該被害発生翌年産において、当該ほ場が所在する地域における一般的なかんしょ作付期間にかんしょ以外の作物を栽培

しサツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするものに限る。）に係る経費

なお、被害が著しいほ場とは、令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3 割以上減少したほ場とし、被害が著しいほ場面積は、次に掲げる計算式により算定するものとする（以下同じ）。

- ・ サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量（A）

経営体ごとのかんしょ総出荷量（全ての用途）をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・ 令和 6 年産の単位面積当たり収量（B）

サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・ 被害が著しいほ場面積

$1 - (B \div A) = 0.3$ 以上の経営体のうち、B を算定した際に用いたほ場のかんしょ総作付面積

※B から算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定も可とする。

(12) 交換耕作の推進

ア 交換耕作の取組

(ア) 令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場を耕作した農業者が、当該ほ場では令和 7 年産のかんしょ栽培を行わず、専らかんしょを作付けしていない農業者から 3 年以上かんしょを作付けしていないほ場を借受して、サツマイモ基腐病の対策を行いつつ令和 7 年産のかんしょを栽培するために要する経費を補助する。

(イ) 補助対象面積は、令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場面積と当該ほ場を耕作した農業者が専らかんしょを作付けしていない農業者との間で新たに賃借契約等を締結したほ場での令和 7 年産のかんしょ栽培面積のいずれか小さい面積とする。

イ 交換耕作体系確立のための体制整備

地域で交換耕作を進めるために必要な以下に掲げる経費のうち別表 2 に掲げる経費を補助する。

(ア) 農業者に対する交換耕作意向調査に係る経費

(イ) 地域における話し合いを行うための会合の開催に係る経費

(ウ) 交換耕作の展示ほの設置等農業者の研修会の開催に係る経費

(エ) 先進地の取組調査に係る経費

(オ) 交換耕作計画の作成に係る経費

(13) 継続栽培

ア 令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を耕作する農業者が、令和 7 年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において令和 7 年産のかんしょ作付けを継続するために要する経費を補助する。なお、取り組むことができる農業者は、以下の全てを満たす者とする。

(ア) 令和 6 年産における被害発生ほ場の割合が、当該地域におけるかんしょ作付面積全体の 5 割以上の県又は市町村において、作付けを行っているもの。

(イ) サツマイモ基腐病対策を行い（枕畝の廃止等排水対策は必ず実施）、令和 7 年産の作付けを行うもの。

(ウ) 加工業者等との植付前の出荷契約を締結するもの。

(エ) 収入保険に加入しているもの又は共済組合等と連携して農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を別記様式 1 号別添別紙 2 により作成し事業実施主体に提出するもの。

イ 補助対象面積は、令和 6 年産の被害発生ほ場面積と加工業者等と植付前に出荷契約を締結した面積のいずれか小さい面積とする。

2 重要病害虫特別対策

1 のほか、本取組の対象となる重要病害虫及びその防除に関する取組の具体的内容は、農産局長が別に定めるものとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) かんしょでん粉製造事業者

(3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

(4) かんしょ加工品製造事業者

(5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

2 事業実施主体は実施要領第 3 に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の1の(6)、(9)及び(10)において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。

- 3 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。
- 4 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号ー4(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー5(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物、対象地域

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。)の区域内にあって、かつ、サツマイモ基腐病の発生している地域とする。ただし、第1の2の取組に係る事業実施地区については、農産局長が別に定めるものとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる(1)及び(2)の目標から1つ以上設定することとする。ただし、第1の1の(9)及び(9)と併せて実施する場合の(10)の取組については、(3)に掲げる目標とする。

(1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加

(2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

(3) かんしょ輪作計画に位置付けられた事業開始年度が同じ農業者グループのかんしょ平均単収が事業実施前に比べ5%以上増加

3 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

ただし、第1の1の(6)、(10)(第1の1の(9)と併せて実施する場合を除く。)及び(12)のイの事業については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(11)のウの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とし、複数の取組を行う場合は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される最終年度とする。また、第1の1の(9)及び(9)と併せて実施する場合の(10)の事業の目標年度は、事業開始年度から4年目から6年目までの3か年平均とする。

4 事業実施計画の採択要件

(1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(2) 取組の内容が、2の成果目標の達成に直結するものであること。

- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。
- (9) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

5 実施基準及び要件等

- (1) 第 1 の 1 の (9) の取組については、以下に基づいて実施するものとする。
 - ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとするかんしょを組み入れたかんしょ輪作計画（別記様式 1 号別添別紙）を添付し、かんしょ輪作計画に基づき第 1 の 1 の (9) の取組を行うものとする。

ただし、第 1 の 1 の (9) 及び (10) の取組を一体的に実施し、(10) の地域の関係者等が参画した検討会においてかんしょ輪作計画を作成する場合は、事業実施計画書の提出時は、かんしょ輪作計画の案を添付し、(10) の検討の中でかんしょ輪作計画を確定させることとする。
 - イ かんしょ輪作計画には、かんしょ輪作体系の内容（対象作物、栽培期間等）、かんしょ輪作体系を導入する地域、運営体制、本事業に取り組む農業者情報等

を記載することとし、計画期間は原則3年間とする。

ウ かんしょ輪作計画に位置付けられ、本事業に取り組む農業者は、事業実施期間中に当該計画のかんしょ輪作体系を1周期実施し、本事業終了後、目標年度までに2周期以上を実施することを必須とする。また、目標年度以降もかんしょ輪作体系の実施に努めることとする。

エ 本事業によるかんしょ輪作の効果を適切に評価するため、かんしょ輪作計画に位置付けられた農業者の平均単収の評価は、事業開始年度が同じ農業者グループ単位とする。このため、事業開始年度が同じ農業者グループにおける事業実施期間途中の構成員及びほ場の変更は、天災や事故等の本人の責に寄らない理由を除き、原則認めないものとする。なお、やむを得ない理由で構成員、ほ場等の変更が生じた場合は、変更理由の付記及び変更箇所を明記した上でかんしょ輪作計画の変更届を九州農政局事業担当課に提出するものとする。

オ 事業実施主体は、かんしょ輪作計画に基づき、農業者、農業者団体、試験研究機関、行政機関等の地域の関係者と連携して、輪作導入の実証、運営体制の検証、分析、改善等に取り組み、当該地域へのかんしょ輪作体系が定着するよう努めることとする。

カ 事業実施主体は実施要領第8の事業評価時に、評価シートに輪作計画の実績（輪作体系の導入状況、かんしょ生産量の推移等）、効果（サツマイモ基腐病の被害軽減、生産性向上等の状況）等に係る資料を添付して提出するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 本事業の補助率については次のとおりとする。

(1) 第1の1の(1)から(8)の取組

事業に要した経費の1/2以内とする。

(2) 第1の1の(9)の取組

アの(ア)のiの取組は、10a当たり5,000円、ii及びiiiの取組は、10a当たり10,000円とする。

アの(イ)の取組は、作付面積10a当たり10,000円とする。なお、第1の1の(11)のウの取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

イ、ウの取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

(3) 第1の1の(10)の取組

事業に要した経費の10/10以内とする。

(4) 第1の1の(11)の取組

ア及びイの取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

ウの取組は、かんしょ以外の作物の作付面積10a当たり30,000円とする。なお、第1の1の(9)のアの(イ)の取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

(5) 第1の1の(12)の取組

アの取組は、10a 当たり 30,000 円とする。

イの取組は、事業に要した経費の 10/10 以内とする。

(6) 第1の1の(13)の取組

令和6年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち、被害が著しいほ場については 10a 当たり 20,000 円、それ以外のほ場については 10a 当たり 10,000 円とする。

(7) 第1の2の取組

農産局長が別に定めるものとする。

2 第1の1の(6)、(9)及び(10)の取組において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、次の基準により補助する。

(1) 補助率は 1/2 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の 1/2 以内とする。

(2) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(3) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(4) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(6) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

- (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (キ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ク) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (ケ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (コ) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
 - ※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
 - ※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。
- (サ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。
- (シ) 本事業により導入した農業機械等については、本事業名等を表示するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処

分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
× 助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者は機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 3 第1の1の(1)から(8)、(10)（(9)と一体的な取組を除く）、(11)のア及びイ、(12)及び(13)については、令和7年産のかんしょ作付けに向けた取組とする。
- 4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 5 第1の1の(10)及び(12)のイの取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に応じないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。
- なお、この場合、第1の1の(10)のイ及び(12)のイの（ウ）に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものの補助率を1/2以内とする。
- 6 本事業は、次期作に向けた調整作業に時間を要し、かつ、緊急性が高いことから、令和6年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組についても、交付決定前着手届の提出及び交付申請書に着手年月日を記載等の手続きにより、支援の対象とすることができるものとする。
- 7 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 8 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
- (1) 第1の1の(1)については、ほ場残渣と分別したポリマルチの処理費用
 - (2) 第1の1の(9)、(10)、(11)のウ及び(12)の取組でかんしょを作付けしないほ場は、第1の1に掲げる(1)、(9)、(10)、(11)のウ及び(12)を除く全ての取組
 - (3) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - (4) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
 - (5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (6) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組
 - (7) 自家労賃の補てんに当たる取組
 - (8) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (9) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 9 機械の納入に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1の6の(2)のイ 本対策における利益等排除について準用するものとする。

第5 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式1号別添により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

第6 その他

- 1 事業実施主体は、購入したマルチを使用する農業者に対し、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針(平成7年10月23日食品流通局長通知)」に基づき、使用済マルチを適正に処理するよう指導するものとする。
- 2 以下により実施した事業の事業実施状況の報告及び事業実施結果の評価に係る手続きについては、本事業実施要領の第7及び第8の規定を準用するものとする。
 - (1) 甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業実施要綱(平成31年2月7日付け30政統第1726号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業実施要綱(令和2年1月30日付け元政統第1464号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業実施要綱(令和3年12月20日付け3農産第1810号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領(令和4年12月6日付け4農産第3254号農林水産省農産局長通知)
 - (5) 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領(令和6年1月10日付け5農産第3220号農林水産省農産局長通知)

(別記5)

ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業

第1 事業の内容

本事業は、需要に応じたばれいしょ生産体制を有する産地モデルの育成を図るために、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものである。

1 実需と連携した産地モデルの育成

種ばれいしょの生産・確保の段階から実需者への供給まで一貫通貫した生産体系を有する産地モデルの育成を図るため、産地体制の構築に向けた協議体の運営等の取組を支援。

2 革新的省力化作業体系モデル産地の育成

ソイルコンディショニング栽培技術、多畦大型ハーベスター及び倉庫前集中選別等の大幅な省力化に繋がる作業体系の導入に向け、産地での技術実証等の取組を支援。

3 農業機械等の導入等

1及び2の取組に必要な農業機械等の導入を支援。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(7) 種ばれいしょの生産者、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、実需者又は都道府県若しくは市町村で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの

ア 種ばれいしょの生産者（種ばれいしょの生産活動を行う個人又は法人）、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められて

いること。

ウ コンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の3の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

- （1）実需と連携した産地モデルの育成の取組の対象となる作物は、種ばれいしょ及びばれいしょとする。
- （2）革新的省力化作業体系モデル産地の育成の取組の対象となる作物は、ばれいしょ（種ばれいしょを除く）とする。

2 成果目標

（1）実需と連携した産地モデルの育成の取組

次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの販売額を3%以上増加

（2）革新的省力化作業体系モデル産地の育成

- ・事業実施地区で新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して10%以上削減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 必須要件

（1）実需と連携した産地モデルの育成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ及びばれいしょ生産・調達に関わる者、実需者及び都道府県を必須構成員とする協議体を設置・運営し、産地体制の構築に向けた検討及び取組の推進を行うものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画を作成するものとする。また、当該計画は、事業実施地区で生産され

る一般ほ産ばれいしょのおおむね5割以上が協議体に参加する実需者に供給される計画とし、種ばれいしょ生産・調達を担う者、ばれいしょ生産・販売を担う者及び実需者が協議体に参加していることを記載するものとする。

なお、令和5年度補正予算「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」の別記5の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができる。

ウ 第1の3及び別記24の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょ及びばれいしょ生産者等の産地関係者並びに実需者との合意形成に基づき、種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、両計画に基づいて実施するものとする。

なお、令和5年度補正予算「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」の別記5の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画の期間を本事業計画の期間とすることができる。

(2) 革新的省力化作業体系モデル産地の育成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、生産者、実需者、機械メーカー等の地域の関係者が参画した協議体を設置し、地域における革新的な省力化作業体系の構築に向けた検討、技術実証の検証・分析等に取り組むものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む3年間の革新的省力化作業体系導入計画を作成するものとする。また、当該計画は、産地として導入する新たな省力化作業体系の概要、農業機械等に関する情報（特徴、仕様等）、想定される効果等を記載することとする。

ウ 第1の3及び別記24の取組を行う場合は、本事業の実施前に、省力化作業体系の導入に向けた地域関係者の意見を聴取し、合意に基づき、革新的省力化作業体系導入計画等を作成し、事業実施計画書と併せて提出するものとし、両計画に基づいて実施するものとする。

エ 事業の評価時に革新的作業体系導入の効果に関する報告書を提出するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 実需と連携した産地モデルの育成

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第1の1に掲げた実需と連携した産地モデルの育成に向けた取組の推進を目的に、種ばれいしょ及びばれいしょの生産・販売に関する検討会や協議体の運営、技術研修及び収穫物の品質評価等を実施するために必要な経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、他の経費と明確に区分できるものを対象とする。

(2) 補助率は10/10以内とする。

2 革新的省力化作業体系モデル産地の育成

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、ばれいしょ生産に係る基幹作業の大幅な省力化に向けた実証等の取組に要する次の経費のうち、別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、他の経費と明確に区分できるものを対象とする。

ア 革新的省力化作業体系モデル産地の育成に向けた検討会や協議体の運営等に係る経費

イ 技術研修及びマニュアル等の作成に係る経費

ウ 実証ほの設置・運営経費、栽培実証に要する種子代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費及び作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得する事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

（2）補助率は 10／10 以内とする。

（3）本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に使えないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。なお、この場合、（1）のウに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものの補助率を 1／2 とする。

3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

（1）補助対象経費は、実需と連携した産地モデル及び革新的省力作業体系モデル産地の育成に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

（2）補助率は 1／2 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の 1／2 以内とする。

（3）本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

（4）原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（5）本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

（6）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（7）農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

（ア）導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

- (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者（原則３者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農場従事者が事業開始後にやむを得ず２戸又は５名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、２戸又は５名以上となるように努めるものとする。
- (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入又はリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

- (ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和６年９月２４日付け６農産第２２６８号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第２５第３項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するも

のとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

- c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

- (イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

- (ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- (オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 3 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 実需と連携した産地モデルの育成の取組を実施する場合、種ばれいしょについては、原則として事業実施地区内で調達するものとするが、事業実施地区内で必要数量の種ばれいしょが調達できない場合には事業実施地区外からの調達を可とする。この場合、事業実施地区外の種ばれいしょ生産者又は種ばれいしょの流通事業者等との複数年契約等により事業計画の達成に必要な種ばれいしょの調達を担保しなければならない。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、ばれいしょ

産地モデルの育成に向けた取組を継続することとする。

- 4 事業実施主体は、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

(別記6)

種ばれいしょの新産地形成支援事業

第1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる新たな種ばれいしょ産地の形成や既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょ産地の形成

新たな種ばれいしょ産地の形成の取組又は既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組を支援。

2 種ばれいしょ生産の開始

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な経費を支援。

3 農業機械等の導入

新たな種ばれいしょ産地における種ばれいしょ生産の開始又は既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に必要な農業機械等の導入を支援。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10条1項に規定する法人をいう。以下同じ。）

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

オ 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(7) 都道府県、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下の(1)から(3)までに定める基準を満たすもの

ア 都道府県及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアムの代表者、意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(8) 農業者（第1の2の取組に限り対象とする。）

(9) 第1の1の取組のうち既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組については、種ばれいしょの生産を効率的かつ安定的に行う体制として、事業実施年度内に法人化や機械利用組合等の組織化を行う者又は事業実施年度の前年度に法人や機械利用組合等を設立した者を対象とする。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の3の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

(1) 新たな種ばれいしょ産地の形成の取組を行う場合

事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）等として合格した種ばれいしょを供給すること。

(2) 既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

- ・事業実施地区における種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 必須要件

(1) 新たな種ばれいしょ産地の形成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ生産に関わる者、実需者、都道府県を必須構成員とする協議体を設置し、産地体制の構築に向けた検討や取組の運営・推進を行うものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・販売計画を作成するものとする。また、当該計画には、種ばれいしょ生産者と実需者が協議体に参加していることを記載することとする。

なお、令和5年度補正予算「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」の別記1の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができる。

ウ 第1の2、第1の3及び別記24の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょ生産者及び実需者と合意形成の上、種ばれいしょ生産・販売計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、当該計画に基づいて実施するものとする。

なお、令和5年度補正予算「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」の別記1の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達計画の期間を計画の期間とすることができる。

(2) 持続的な生産体制の確立に向けた取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ生産に関わる者、実需者等の関係者が参画した協議体等を設置し、地域における種ばれいしょの持続的生産体制の確立に向けた検討、技術実証の検証・分析等に取り組むものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む3年間の持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成するものとする。また、当該計画には、種ばれいしょ生産者と実需者が協議体に参加していることを記載するものとする。

ウ 第1の3及び別記24の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょの持続的生産体制の確立に向けた地域関係者の意見を聴取し、合意形成した上で、持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、当該計画に基づいて実施するものとする。

エ 事業申請時に種ばれいしょ生産の法人化や機械利用組合等の組織化を行っていない者は、本事業の実施年度内に法人や機械利用組合等を設立することとする。ただし、やむを得ない事由により事業実施年度内に法人化等ができなかった場合は、目標年度までに法人化等を終えるものとする。

オ 事業の評価時に種ばれいしょの持続的生産体制の確立に関する報告書を提出するものとする。

(3) 種ばれいしょ生産の開始

ア 本取組は新たな種ばれいしょ産地の形成の取組を対象に実施するものとする。

イ 本取組を行った事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間、原則として種ばれいしょの作付面積をおおむね同程度の規模で維持又は生産開始時の作付面積よりも拡大することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産

開始年度を含む5年間を対象の期間とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 種ばれいしょ産地の形成

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成及び既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立に要する次の経費のうち、別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

ア 種ばれいしょ産地の形成に向けた検討会や協議体の運営等に係る経費

イ 技術研修及びマニュアル等の作成に係る経費

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得する事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

- (2) 補助率は10/10以内とする。

- (3) 補助対象となる取組は、種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準（以下単に「検査合格の基準」という。）等の基準を満たす原種ほ及び採種ほの設置及び運営に向けた取組とする。

- (4) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に応えないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。なお、この場合、(1)のウに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものの補助率を1/2とする。

2 種ばれいしょ生産の開始

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成に取り組むに当たり、種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。

- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準等の基準を満たす原種ほ及び採種ほとし、また、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの増加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- (3) 補助率は、10a当たり20,000円とする。

(4) 本取組は、指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。

3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、種ばれいしょ生産に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

(2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。

(3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず2戸又は5名に満たなかった場合は、新たに受益農家を募ること等により、2戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するので

あれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

- (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入又はリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

- (ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。
- b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

- c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

- (イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）× 助成率（1／2
以内）

（ウ）事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則３者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（オ）事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 北海道において本事業を実施する場合は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- ・種ばれいしょ生産を開始してから5年以内（生産実績の無い場合も含む）の農業者が種ばれいしょ生産の取組主体となる場合であり、かつ、その農業者が生産した種ばれいしょの提供を受ける農業者又は実需者がいること（令和5年度補正予算「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」の別記1の取組について事業計画の承認を受けた者を除く。）。
- ・複数戸の種ばれいしょ生産者による作業の共同化を含む省力化に向けた取組であること。

3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしょの安定供給体制の確立に向けた取組を継続することとする。

(別記 7)

種ばれいしょ生産の省力技術確立事業

第 1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減（以下「種ばれいしょ生産の省力化等」という）につながる技術の実証等に必要な経費を補助するものとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者

(5) 実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの

ア 実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第 3 に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益農業従事者が 5 名以上であること。

3 実施要領第 5 の 1 の (4) において定めるチェックシートについては、1 の (3) は別記様式第 10 号ー 1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号ー 4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

次に掲げる目標のいずれか1つを設定。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入
- ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減

ただし、実証する技術等がばれいしょにも適用可能な場合には、ばれいしょを対象として地域に導入することができるものとする。

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、種ばれいしょ生産の省力化等に向けた新たな技術の実証等に要する次の経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、(1)の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者から意見を聴取し実施するものとする。

- (1) 種ばれいしょ生産省力化等に向けた検討会の開催等に係る経費
- (2) 種ばれいしょ生産省力化等につながる技術等のマニュアルの作成に係る経費
- (3) 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

- (4) 種ばれいしょや収穫物等の品質評価、成分分析、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

- 2 補助率は10/10以内とする。

- 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。なお、この場合、1の(3)に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係ない一般的な栽培に要する資材に係るものの補助率を1/2とする。

- 4 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。

- 5 実施要領第6の3に関して、本事業については、技術実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、当該技術の導入による省力化の効果について要因の分析を行った資料を作成し、事業実施状況報告書に添付するものとする。なお、期待される省力化効果が表れなかった場合には、その要因について分析を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしょ生産の省力化等に向けた取組を継続することとする。
- 4 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

(別記 8)

種ばれいしょの安定供給対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、需要に応じた種ばれいしょの安定供給体制を確立するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょの緊急増産

ばれいしょの早期増産のため、種ばれいしょの増産に必要な取組を支援。

2 種ばれいしょのり病率低減

種ばれいしょの生産維持・拡大のため、労働負担軽減に資するり病率の低い種いもの安定供給促進に必要な取組を支援。

3 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖

高温障害を主たる要因として令和 6 年の種ばれいしょ生産が不良となった結果、次年における原種及び採種の生産に必要な種ばれいしょが不足する品種において、令和 6 年産の原種及び採種を用いた再増殖の取組を支援。

4 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

高温による種ばれいしょの品質低下を防止するために必要な機械・設備の導入を支援。

第 2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 2 の（2）に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第 1 の 3 に定める担い手育成総合支援協議会をいう。）

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

2 実施要領第 5 の 1 の（4）において定めるチェックシートについては、1 の（3）は別記様式第 10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標から1つ設定することとする。

(1) 第1の1の取組を行う場合

- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

(2) 第1の2又は第1の4の取組を行う場合

- ・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量又は販売金額を3.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする

(3) 第1の3の取組を行う場合

- ・事業を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）として合格した種ばれいしょを供給すること

なお、第1の2の取組に加えて第1の3の取組を行う事業実施主体については、第1の3の成果目標の達成をもって第1の2の目標に代えることができるものとする。

3 目標年度

成果目標の目標年度は、第1の1、2及び4の取組については事業実施年度の翌々年度とし、第1の3の取組については令和7年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 種ばれいしょの緊急増産

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、ばれいしょの早期増産を目的に、加工用等の需要に応じた種ばれいしょ作付面積の拡大に伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの増加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- (3) 補助率は、10a当たり20,000円とする。

- (4) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

2 種ばれいしょのり病率低減

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、種ばれいしょほ場におけるウイルスり病率を 0.1%未満に低減するために追加的に必要となるほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積とする（前年度からの増加分は補助対象外とする。）。また、第1の3の取組で対象とするほ場についても同時に対象とすることができるものとする。
- (3) 補助率は、10a 当たり 8,000 円とする。
- (4) 本取組を行ったほ場においては、ウイルスり病率を 0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持又は事業実施年度の作付面積よりも種ばれいしょ作付面積を増加させることとする。
- (5) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

3 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、令和6年原種ほ産及び採種ほ産の種ばれいしょを用いて、令和7年にそれぞれ原種及び採種を再増殖するために追加的に必要となる労働費（種子の確保に向けた切り増し、規格外品等の活用による管理労力、ウイルスり病率の低減等）、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に令和6年産原種及び採種を用いて再増殖が行われる作付面積とする（第1の1の取組の補助金を受けた又は受ける予定の作付面積は補助対象外とする）。また、第1の2の取組で対象となるほ場についても同時にこの取組の対象とすることができるものとする。
- (3) 補助対象となる品種は、令和6年の原種ほ場等において萌芽不良等の発生により増殖が不良になったと認められるものとする。
- (4) 補助率は、10a 当たり 8,000 円とする。
- (5) 本取組を行ったほ場においては、ウイルスり病率を 0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持又は事業実施年度の作付面積よりも種ばれいしょ作付面積を増加させることとする。
- (6) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

4 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、高温による種ばれいしょの品質低下の防止に資する機械・設備等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。

- (3) 本体価格が 50 万円以上の機械・設備等であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の機械・設備等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (6) 機械・設備等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

- (ア) 導入等する機械・設備等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
- (イ) 導入等する機械・設備等は、既存の機械・設備等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 機械・設備等の購入先の選定に当たっては、当該機械・設備等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等する機械・設備等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により機械・設備等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械・設備等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

イ 機械・設備等を導入する場合の留意事項

- (ア) 機械・設備等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、機械・設備等の導入を行った場合は、交付等要綱第 25 第 3 項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。
都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の機械・設備等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械・設備等を導入する場合については、次によるものとする。
 - a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合であっても同様とする。
 - b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。
事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機械・設備等の耐用年数＋年間管理費
 - c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。
なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 機械・設備等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 機械・設備等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1 年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2 以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）× 助成率（1／2 以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者は機械・設備等を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ) の選定結果及びリース契約に基づき機械・設備等を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

5 実施要領第 6 の 3 に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第 5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、種ばれいしよの生産拡大の取組を継続することとする。

(別記9)

ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、ばれいしょ（種子用を除く）とし、対象となる病害虫抵抗性品種は第4の2に定めるとおりとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、病虫害の発生抑制のために導入する病虫害抵抗性品種の経費とする。
- 2 対象となる病虫害抵抗性品種は、ジャガイモシストセンチュウ又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）とする。
- 3 補助対象となる面積は、事業実施年度に収穫される当該病虫害抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分とする。
- 4 補助率は、10 a 当たり 3,000 円とする。
- 5 本事業を行う場合は所在する都道府県は、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付拡大について」（平成 31 年 2 月 1 日付け 30 政統第 1642 号農林水産省政策統括官付地域作物課長通知）に定めるジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画を策定している又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。
- 6 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。
- 7 実施要領第 6 の 3 に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要し、かつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、病虫害抵抗性品種の導入・普及に向けた取組を継続することとする。

(別記 10)

豆類の安定生産等対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための複数年契約取引の取組。

2 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(3) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下の（1）から（3）までに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（1）は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、小豆、いんげん及び落花生とする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

(1) 豆類の複数年契約取引の取組を行う場合

- ・ 事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上

(2) 豆類の新品種導入の取組を行う場合

- ・ 事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
- ・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。
- (2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。
 - ア は種前に取引契約を締結していること。
 - イ 複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。
 - ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）
 - エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆、いんげん及び落花生の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）
- (3) 補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）÷当該品目に係る地域の平均単収×補助率

- (4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。
- (2) 助成対象となる面積は、事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、1a に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。
- (3) 補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。
- (4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

- 3 実施要領第6の3に関して、本事業については、複数年契約取引や新品種導入等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

(別記 11)

そばの安定生産・安定供給対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、そばの安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 安定生産技術の導入

そばの安定生産を図るための湿害対策等の技術を新たに導入する取組。

2 複数年契約取引

そばの安定供給を図るための複数年契約取引の取組。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

第4の1の（1）のア及びウの取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、そばとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

(3) 安定生産技術の導入の取組を行う場合

- ・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を都府県の直近7中5年間の平均以上とする(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。)
- ・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して2.0%以上増加(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。)

(4) 複数年契約取引の取組を行う場合

- ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加

第4 補助対象経費、補助率等

- 1 本取組は、次の基準により補助する。なお、いずれの取組においても、事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。

(1) 安定生産技術の導入

ア 技術講習会・栽培実証

(ア) 補助対象経費は、そばの湿害対策等の安定生産技術の導入に向けて、技術講習会の開催や栽培実証等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できる経費とする。ただし、イ又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

なお、本取組の実施に当たっては、aの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- a. そばの湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催等に係る経費。
- b. そばの湿害対策等の安定生産技術の栽培マニュアルの作成に係る経費。
- c. 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導及び作業機械の借上げに要する経費。
- d. 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
- e. 収穫物の品質評価、成分分析・評価及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する

経費。

(イ) 補助率は $10/10$ 以内とする。ただし、補助金の上限は 300 万円とする。

(ウ) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等にも供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（ア）の d に係る経費は補助対象としない。

(エ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(オ) 新たに取り組む安定生産技術については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

イ 湿害対策技術の導入

(ア) 補助対象となる取組は、湿害に弱いそばの安定生産を図るために実施する、小畦立て播種、弾丸暗渠の施工、サブソイラーによる心土破碎、ボトムプラウによる耕起等の透排水性の改善対策又は土壌改良資材の投入による土壌環境の改善対策等とする。ただし、ア又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助対象となる面積は、新たに湿害対策を導入する面積とする。

(ウ) 補助率は 10a 当たり 2,000 円とする。

(エ) 新たに取り組む湿害対策については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

(ア) 補助対象経費は、新たな湿害対策技術の導入に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、ア又はイにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助率は $1/2$ 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の $1/2$ 以内とする。ただし、農業機械 1 台当たりの補助金の上限は 1,000 万円とする。

(ウ) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(エ) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(オ) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(カ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- c. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(キ) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

a. 導入及びリース導入共通の留意事項

- (a) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
- (b) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (c) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則３者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (d) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (e) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (f) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず３戸又は５名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、３戸又は５名以上となるように努めるものとする。
- (g) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

- (h) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和６年９月２４日付け６農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

b. 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (a) 事業実施主体は、別紙２により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (b) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (c) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第 25 第 3 項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用

状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (d) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ・貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ・事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

- ・賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

c. 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (a) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

- (b) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
× 助成率（1／2以内）

- (c) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (d) 事業実施主体は、(c)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- (e) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

(2) 複数年契約取引

ア そばの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援する。

イ 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。また、は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付するものとする。

(ア) 事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

(イ) 事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること。

(ウ) 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む。）、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、45kg 当たり 2,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

(エ) 事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間におけるそばの売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

ウ 補助率は、10 a 当たり 1,000 円とする。また、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

=（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）（※1）÷地域のそばの平均単収（※2）×補助率

※1 「事業実施年産の補助対象となる契約取引数量」及び「事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量」は、玄そば換算した出荷実績数量とする。

※2 「地域のそばの平均単収」は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近7中5年間を基本とする。

エ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

2 実施要領第6の3に関して、本事業のうち第4の1の（1）のウを除く取組については、複数年契約取引等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

(別記 12)

なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業

第1 事業の内容

本事業は、なたねの安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時の他品種との交雑を防止する取組に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 市町村

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(3) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(2)は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、なたねとする。

2 成果目標

なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時に他品種の野生生え対策を実施するために必要な掛かり増し経費とする。なお、ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくに限る。

(2) 補助対象面積は、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業

実施年には種するなたねを全てダブルロー品種(品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。)に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。

(3) 補助率は、10a 当たり 3,000 円とする。ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた(又は受ける予定の)経費

(5) 事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む5年間、原則、ダブルロー品種とする。

2 実施要領第6の3に関して、本事業については、品種転換に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

(別記 13)

病害虫まん延防止対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物産地における病害虫まん延防止対策の推進に向けて、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

- 1 スtockポイント（集出荷の際のは場からの土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため収穫物を一時的に堆積するための土場。以下同じ）を活用した病害虫まん延防止の取組。

ストックポイントを活用して、地域が一体となった病害虫まん延防止対策の取組。

- 2 病害虫まん延防止対策に係る実証

気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策に係る実証等の取組。

第2 事業実施主体

- 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

- (1) スtockポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

ア 市町村

イ 農業協同組合

ウ 農業協同組合連合会

エ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。）

- (2) 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

（ア）農業協同組合

（イ）農業協同組合連合会

（ウ）農事組合法人

（エ）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（オ）特定農業法人及び特定農業団体

（カ）その他農業者の組織する団体

エ 民間事業者（ただし、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

オ 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下の（ア）から（ウ）までに定める基準を満たすこと。

（ア）地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されて

いるものとする。

(イ) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

(ウ) (イ) のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 1の事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。
受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(1)イ、ウ及び(2)のウは別記様式第10号ー1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

(1) スtockポイントを活用した病虫害まん延防止の取組を行う場合

ばれいしょ、てん菜(「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月20日農林水産省公表。以下「てん菜方針」という。)に沿った取組を行っている地域に限る。)、その他集出荷の際に収穫物を一時的に堆積する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

(2) 病虫害まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜(てん菜方針に沿った取組を行っている地域に限る。)、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から取組ごとに1つ設定することとする。

(1) スtockポイントを活用した病虫害まん延防止の取組を行う場合

- ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病虫害の新規発生率を10%以下に抑制
- ・ 地域でまん延が懸念される病虫害の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

(2) 病虫害まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

- ・ 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病虫害の新規発生率を10%以下に抑制
- ・ 地域でまん延が懸念される病虫害の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

1 スtockポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

(1) 補助対象経費は、集出荷の際のほ場からの土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため、ほ場内又はほ場の隣接地等にストックポイントを新たに設置（既存のストックポイントの拡大を含む。以下同じ。）する際に必要な、火山灰土壌等の資材費、資材運搬費、資材敷設等に係る経費とする。

(2) 補助対象とする面積は、事業実施年度において新たに設置されるストックポイント（既存のストックポイントを拡大する場合は拡大分に限る）の面積とする。

なお、新たに設置するストックポイントは、病害虫のまん延防止のために事業実施主体が定める必要十分な基準を満たすものとする。

(3) 補助率は、補助対象となるストックポイント 100 m²当たり 26,000 円とする。

(4) 本事業により新たに設置したストックポイントは、事業完了年度以降も、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を行うことで適正に管理運営するものとする。

2 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

(1) 畑作物産地における病害虫まん延防止対策の推進に向け、気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

ア 新たな病害虫まん延防止対策の確立及び体制構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ 新たな病害虫まん延防止対策のマニュアル作成に係る経費。

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

オ 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

カ その他、新たな病害虫まん延防止対策の確立及び体制構築に必要な経費。

(2) 補助率は 10/10 以内とする。ただし、補助金の上限は 1,000 万円とする。

(3) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に従事しないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは

(1) のエに係る経費は補助対象としない。

3 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、要領施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標及び第4の1の(4)の取組基準の達成に向けて、需要に応じた持続的な畑作物生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。

(別記 14)

新たな生産体系確立支援事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築を図るため、以下に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 新たな生産体系構築のための実証

需要動向等に対応した輪作体系の導入など、新たな生産体系の構築を図るための実証等の取組。

2 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

需要動向に対応した新たな生産体系の構築を図るため、需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（ただし、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 1の事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第

10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

（1）新たな生産体系構築のための実証

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（ただし、てん菜を対象とする場合にあっては「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表。）に沿った取組を行っている地域に限る。）、その他地域の輪作を構成する作物等であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

（2）需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

主として畑地に作付けされる作物のうち、都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で、重要度が高いと認めた作物とする。

なお、協議に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 転換前の作物について、中長期的に需要が減少しており、今後も需要の回復が見込まれ難いこと。

イ 転換後の作物について、生産が需要を満たしておらず、今後も継続して需要が見込まれること。

ウ 当該転換の推進により、需給や価格等の均衡が崩れるおそれのないこと。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定すること。

（1）新たな生産体系構築のための実証

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加（新規作物を導入する場合は1ha以上導入）

（2）需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

- ・転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加（転換により新規作物を導入する場合は1ha以上導入）

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 新たな生産体系構築のための実証（1）第3の1に規定する作物の持続的な生産に向け、需要

動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

ア 新たな生産体系の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ 新たな生産体系の構築の栽培マニュアルの作成に係る経費。

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

オ 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

カ その他、需要に応じた新たな生産体系の構築に必要な経費。

(2) 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。

(3) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に従事しないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは(1)のエに係る経費は補助対象としない。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

2 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第1の2の取組に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

(2) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

(3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）

が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた(又は受ける予定の)経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの(いわゆる更新)ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API(Application Programming Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(ウ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担(事業費－補助金)／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格(消費税抜き)×助成率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格(消費税抜き)×(リース期間÷法定耐用年数)
×助成率(1/2以内)

リース料助成額＝(リース物件購入価格(消費税抜き)－残存価格)
×助成率(1/2以内)

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (エ) 事業実施主体は、(ウ) の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
- (オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

(別記 15)

労働負担軽減対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作生産地域において、作業の効率化や基幹作業の外部委託等により労働負担の軽減を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 基幹作業の外部化に向けた取組

豆類やばれいしょ等の畑作物の適期作業を推進するため、基幹作業を外部委託する取組。

2 省力作業機械の導入

畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化・外部化に資する作業機械の導入。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 市町村

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(3) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。）

(4) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

なお、当該（4）の者が実施することができるのは第1の2の取組に限るものとする。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（2）は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表。）に沿った取組を行っている地域に限る。）とする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・10a 当たりの労働時間を3.0%（かんしょの場合は10.0%）以上削減
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a 当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 基幹作業の外部化

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1に定めた対象作物の適期の栽培管理を行うため、次の基幹作業を作業受託組織へ委託するのに要する経費とする。

ア は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

イ ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

- (2) 補助額は、前年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

なお、増加した委託面積又は選別委託量については、事業実施年産及び事業実施前年産の作業受委託契約書、作業記録及び受託作業料金の請求書等により確認するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「補助額」} &= (\text{事業実施年産の委託面積（又は量）} - \text{事業実施前年産の委託面積（又は量）}) \\ &\quad \times \text{事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（消費税抜き）} \\ &\quad \times \text{補助率（1／2以内）} \end{aligned}$$

- (3) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

- (4) 実施要領第6の3に関して、本事業の取組については、基幹作業の外部化に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

2 省力作業機械の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1に定められた対象作物の基幹作業の省力化に資する農業機械等（てん菜については、移植栽培から直播栽培への変更又は基幹作業の外部化のために必要な農業機械等に限る。）であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円（作業受託組織が事業

実施主体となり、第4の1の(1)の基幹作業を受託する場合にあっては、当該機械ごとの受益面積1haあたり60万円)とする。

(3) 本体価格が50万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む。)であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた(又は受ける予定の)経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの(いわゆる更新)ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ

連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。
(ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 助成対象の農業機械等は、作業受託面積の拡大に必要なものに限る。

(イ) 事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費－補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間 (年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。) 以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × 助成率 (1/2 以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × (リース期間 ÷ 法定耐用年数) × 助成率 (1/2 以内)

リース料助成額 = (リース物件購入価格 (消費税抜き) - 残存価格)

× 助成率（1／2以内）

（ウ）事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（オ）事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作物産地の労働負担の軽減に向けた取組を継続することとする。

(別記 16)

環境配慮型生産体系確立支援事業

第 1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等に必要な経費を補助するものとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第 3 に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

受益戸数が 3 戸以上又は受益農業従事者が 5 名以上であること。

3 実施要領第 5 の 1 の (4) において定めるチェックシートについては、1 の (3) は別記様式第 10 号ー 1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号ー 4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（ただし、てん菜を対象とする場合にあっては「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・10a 当たりの物財費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・10a 当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して10.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して10.0%以上削減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 第3の1の作物の持続的な生産体系の確立に向け、化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、（1）の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- （1）化学農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた検討会の開催等に係る経費。
 - （2）化学農薬・化学肥料の低投入型栽培の栽培マニュアルの作成に係る経費。
 - （3）実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - （4）栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
 - （5）収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
- 2 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
 - 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこ

とする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは1の(4)に係る経費は補助対象としない。

4 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

5 実施要領第6の3に関して、本事業については、栽培実証に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作物産地の農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた取組を継続することとする。

3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

畑作物加工・流通対策支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業)

第1 事業の内容

1 分みつ糖工場の省力化・効率化支援

本事業は、立地条件から労働力確保が難しい離島等において、さとうきびの収穫時期に作業が集中することにより、長時間労働が常態化している分みつ糖工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) 検討会の開催

分みつ糖工場の労働効率の向上を実効性のあるものにするための課題の抽出、課題の解決指針の策定、持続可能な将来像の検討、事業報告書の作成等を行うため、製糖業関係者に加え、学識経験者等をはじめとする外部有識者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

分みつ糖製造業や類似産業における労働効率の向上に向けた先進的な取組に加え、企業と産地の協力体制及び他産地や他産業における先進的な省力化の取組等に関する情報を収集するため調査を実施する。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

労働生産性の向上に向けて課題を抱える工場を対象に、専門家やコンサルタントを派遣し、工場の人員配置や設備等の操業体制、職員の技能向上及び産地との協力のあり方、離島間の糖業の連携等労働生産性の向上に必要な検討・検証を行い、それに基づき労働効率向上計画（以下「向上計画」という。）を作成の上、当該向上計画をモデル的取組として試行する。

向上計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とし、時間外労働削減及び労働生産性向上に関する年度ごとの目標（例：分みつ糖工場の1人当たり時間外労働を削減等）を設定し、今後の操業体制に向けた年度ごとの実施計画を作成する。

(主な向上計画の内容例)

- ・ 労働生産性の向上に関する目標の達成に必要な人員数の正確な把握及び具体的な対応策の立案
- ・ 天候の影響を最大限抑えつつ長時間労働を是正できる原料輸送体制の確立
- ・ 製糖時期を延長した操業体制
- ・ 省力化できる工程の改修計画 等

(4) 人材募集の実施

地方自治体等との連携を図りつつ、人材募集イベントの実施・参加、他産地や他産業と協力した人材確保に向けた調整、外国人・女性等の円滑な採用に向けた対応などの更なる人材確保及び多能工の育成などの人材育成に向けた取組を行う。

(5) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、分みつ糖工場の労働効率・生産性向上に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

2 原料糖輸送の効率化支援

本事業は、原料糖の複数工場、離島間での相積み出荷による輸送回数の削減など効率的な物流に向けた関係者による調査、検証を行い、効率的な輸送システムを構築するための取組を支援する。

(1) 検討会の開催

原料糖の複数工場、離島間での相積方法、受入調整、各島での日程調整等効率的な輸送システムを構築するため、原料糖工場や精製糖工場に加え、農業者の組織する団体、学識経験者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 現地調査の実施

原料糖工場間の連携、原料糖工場と精製糖工場との連携、大型輸送船による受入体制など、効率的な物流体制構築のために必要な調査を実施する。

(3) 原料輸送効率化計画の作成とその試行

専門家やコンサルタントを派遣し、原料糖工場間の協力のあり方、離島間の糖業の連携、複数工場・離島間での相積み出荷によるコスト削減効果等効率的な輸送システム構築に必要な検討・検証を行い、それに基づき原料糖輸送効率化計画（以下「輸送効率化計画」という。）を作成の上、当該計画をモデル的取組として試行する。

輸送効率化計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とした海上輸送コストを削減させる目標を設定する。

（主な輸送効率化計画の内容例）

- ・ 原料糖の離島間での共同配送による輸送回数の削減、海上輸送コストの削減など効率的な原料輸送体制の確立。

(4) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、原料糖輸送における効率的な物流体制の構築に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- (1) 分みつ糖製造事業者
- (2) 協議会（さとうきびの生産振興の関係者等により組織される団体をいう。）
- (3) 分みつ糖製造事業者の組織する団体

2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- (1) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 1の(1)の者については、製糖企業のほか農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であること。
- (3) 1の(2)の者については、さとうきびの製糖業を振興する団体であること。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の第1の1の事業の成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

ア 分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上

イ 分みつ糖工場の製糖期間中の1人当たり時間外労働時間の5%以上の削減

- (2) 事業の内容の第1の2の事業の成果目標は、原料糖の輸送コストを5%以上削減し、効率的な輸送体系を構築することとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 第1の1の事業にあっては、取組の内容が、分みつ糖工場の労働効率の向上や安定的な人材の確保に寄与すると認められること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、別記様式第10号-4を用いるものとする。

なお、事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条第3号の規定に基づく国内産糖交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合は、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として実施要領別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、実施要領別表2の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとし、みなすものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 3 事業実施主体は、資材・機材の使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

- (1) ほかの助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (3) 不動産、船舶、飛行機又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組

5 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。

- (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合

- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

実施要領第8の1に定める事業実施結果の評価においては、第3の1の(1)の成果目標を設定している場合、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、あらかじめ価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じない場合又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

$$\text{労働生産性} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

(別記 18)

畑作物加工・流通対策支援事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業)

第 1 事業の内容

本事業は、地域経済を支える重要な産業である国内産いもでん粉製造業において、一般の働き方改革の動向を踏まえ、国内産いもでん粉工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を助成するものとする。

1 省力化・効率化・グリーン化機器等の導入

国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化・グリーン化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入・改造

2 労働効率向上調査等

国内産いもでん粉製造事業者、物流事業者、実需者、学識経験者等により構成される検討会の開催及び効率的な輸送体制の確立を図るために必要な調査・実証

第 2 事業実施主体

事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 国内産いもでん粉製造事業者
- 2 国内産いもでん粉製造事業者を構成員に含む団体
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農業協同組合
- 5 民間企業

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

- (1) 第 1 の 1 の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉工場の労働生産性を 2 % 以上向上することとする。
- (2) 第 1 の 2 の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉の荷役作業時間を 10 % 以上削減することとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

4 留意事項

事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業により機器等の財産を取得する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、利用者等の決定又は変更については、地方農政局長等と協議するものとする。
- (2) 利用者については、原則として、国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。
- (3) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (4) 賃借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2(2)において定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについては、事業実施主体が第2の1又は2の場合は別記様式第10号－3（食品事業者向け）、その他の場合は別記様式第10号－4（自治体・民間事業者向け）を用いるものとする。

なお、当該事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、

当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

(1) 第1の1の取組

補助対象経費は、国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化・グリーン化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入・改造に要する経費とする。

(2) 第1の2の取組

補助対象経費は、検討会の開催等に要する経費並びに労働効率向上のための調査に必要な旅費、謝金、作業機械等の借上費及び流通資材等の購入に要する経費とする。また、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するものとする。

- 2 補助の対象となる第1の1の省力化・効率化・グリーン化に資する機器の導入については、次に掲げる基準をみたすものとする。

(1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のものであること

(2) 既存の機器の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと

- 3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 4 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

(1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組に要する経費

(2) 施設の附帯施設のみの整備のための経費

(3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(4) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

(5) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

(1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。

- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

6 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。

- (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合

(別記 19)

砂糖等の新規需要開拓支援事業

第1 事業の内容

本事業は、国内で製造された砂糖の需要拡大や甘味資源作物の持続的な生産の確保を図るため、次に定める取組に必要な経費を補助するものとする。

1 インバウンド向け等の消費拡大に向けたマーケティング調査

訪日外国人旅行者と日本国民の好みの差、砂糖摂取のタイミング、行動の違い等を調査し、砂糖製品製造者や砂糖製品提供者等へ周知する取組。

2 新規需要製品の開発

輸入製品に代替する製品や消費の落ち込みが大きい家庭向けにパッケージに工夫を加えた製品等の新規需要製品（国内で製造された砂糖の需要拡大を図るものに限る。）を開発する取組。

3 食品表示の変更

輸入加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた製品への切替に伴い必要となる食品表示を変更する取組。

4 販路拡大のためのマッチング・PR

1 及び 2 の製品の販路を拡大する取組。

5 甘味資源作物の他用途利用に対する支援

さとうきび等甘味資源作物の SAF（持続可能な航空燃料）等への他用途利用に向け、甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等の認知を向上させる情報発信等の取組。

第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げるものとする。

（1）コンソーシアム

（2）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

（3）民間事業者

2 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、コンソーシアム規約を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。ただし、補助金交付候補者に選定された後でなければ、上記規約を定めることができない場合には、交付決定の日までに定めること。

（2）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（3）コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

（4）構成員である法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

(1) 第1の1の事業

砂糖使用商品製造の関係者のインバウンド消費嗜好の認知・理解の向上

(2) 第1の2から4までの事業

ア 国内製造の砂糖の使用割合の増加

イ 国産の加糖調製品の開発（砂糖の使用量が増加している場合に限る。）

(3) 第1の5の事業

甘味資源作物の他用途利用に関する関係者の認知・理解の向上

2 目標年度

(1) 第1の1及び5の事業

成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

(2) 第1の2から4までの事業

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

(1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。

(3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。

(4) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。

(5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(6) 第1の2で機械等の導入又はリース導入を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 取組の内容が、既存の機械等の代替として、同種・同能力の機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。

イ 助成対象事業費が、当該機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

ウ 事業実施計画に基づく機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

エ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

第4 事務手続

1 募集方法等

(1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 農産局長は、応募者から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を応募者に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わない

ものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1の規定により、農産局長より補助金交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2(2)において定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについては、事業実施主体が食品事業者の場合は別記様式第10号-3(食品事業者向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(自治体・民間事業者向け)を用いるものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

第5 補助対象経費、補助率等

国内で製造された砂糖の需要拡大や甘味資源作物の持続的な生産の確保を図るため、第1に定める取組に必要な以下の経費(別表4(別記19関係)に定める費目ごとに整理することとする。)を助成するものとする。

1 インバウンド向け等の消費拡大に向けたマーケティング調査

- (1) インバウンド向け等の砂糖の消費拡大に向けたマーケティング調査に必要な調査費、調査分析費、試食品費、通訳、翻訳、情報発信等に要する経費とする。
- (2) 補助率は、定額とする。
- (3) 留意事項

本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。

2 新規需要製品の開発

- (1) 輸入加糖調製品から国内で製造された砂糖に切替え食品表示を変更した製品や新規需要製品の開発・製造に必要な機械設備、試作の原材料、コンサルタント等の経費及び開発した製品の成分分析等の経費とする。
- (2) 補助率は、1/2以内とする。

3 食品表示の変更

- (1) 輸入加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた製品への切替に伴う食品表示の変更に必要な成分分析等の経費とする。
- (2) 補助率は、1/2以内とする。

4 販路拡大のためのマッチング・PR

- (1) 1及び2の製品に係る販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した製品の広告宣伝、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

(2) 補助率は、1／2以内とする。

(3) 留意事項

販路拡大のためのマッチング・PRに当たっては、必ず国内製造の砂糖を使用していることをその要素に加えること。

5 甘味資源作物の他用途利用に係る取組

(1) さとうきび等甘味資源作物の SAF（持続可能な航空燃料）等への他用途利用に向け、甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等の認知を向上させる情報発信等の取組に要する経費。

(2) 補助率は、定額とする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要領第7の2の(1)の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式第5号により、事業実施計画（別記様式第1号別添（別記19関係））に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第7 事業実施結果の評価

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、別記様式第7号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。

2 農産局長による事業評価

(1) 農産局長は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

(2) 農産局長は、(1)の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(3) 農産局長は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

(4) 農産局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに農産局長に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

(1) 農産局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第9号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(2) 農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

別表 4（別記 19 関係）

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査用備品及び機械導入に係る経費（購入・設置に係る経費）	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	調査員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査等の実施に必要な経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、商談会、成果発表等の実施に必要となる旅費等の経費	
人件費		本事業に直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支

		間に対する給料その他手当	払うことはできない。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、商談会、展示会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	会場設営費	事業を実施するために直接必要な検討会、商談会、展示会等の会場設営費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要な食品加工機械、分析機器等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な資材や原材料、試供品・サンプル品に係る経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。 ・試供品、サンプル品に係る経費として明確に特定できないものは除く。 ・主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され、又はその効用を失う少額(3万円未満)な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体 ・試験等に用いる少額(3万円未満)な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。
広報費		事業を実施するために直接必要な広告費、ポスター・パンフレット・映像等の作成、配布掲載等の経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(コンソーシアムの構成員の民間企業等を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を

			行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

- 1 賃金及び人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 3 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。

(別記 20)

国産そばの新規需要拡大事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大の取組に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(5) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(6) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする
受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、そばとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
- ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
- ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 そばの安定生産・安定供給に向けた取組を推進するため、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大に必要な以下の経費（別表2に定める費目ごとに整理することとする。）を助成するものとする。

（1）国産そばに係るニーズ調査

国産そばの新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。）とする。

（2）国産そばを活用した新商品の開発

国産そばを活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費とする。

（3）販路拡大のためのマッチング・PR

国産そばを活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

- 2 補助率は、1／2以内とする。

3 留意事項

- （1）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。
 - （2）販路拡大のためのマッチング・PRに当たっては、必ず国内製造のそばを使用していることをその要素に加えること。
- 3 実施要領第6の3に関して、本事業については、調査の実施等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

(別記 21)

持続的な流通体系確立支援事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、需要動向等に対応した新たな流通体系の構築を図るための実証等に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（ただし、てん菜を対象とする場合にあっては「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・当該品目の流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費）を5.0%以上縮減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 第3の1に規定する作物の持続的な生産に向け、需要動向等に対応した新たな流通体系の構築に必要な実証及び畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、（1）の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- （1）新たな流通体系の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。
 - （2）新たな流通体系の構築に向けたマニュアルの作成に係る経費。
 - （3）既に取り組まれている先進事例等の情報収集や国内市場のニーズを把握するために必要なアンケート・ヒアリング調査等に要する経費。
 - （4）収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
 - （5）その他、需要に応じた新たな流通体系の構築に必要な経費。
- 2 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
 - 3 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
 - （1）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - （2）国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
 - 4 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な流通体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協

力するものとする。

(別記 22)

かんしょ生産拡大対策整備事業
(省力化栽培体系導入事業)

第1 事業の内容

本事業は、かんしょ生産の省力化、効率化に向けて、苗増殖に係る労働負荷や労働時間の低減を目的に、地域の苗増殖拠点等の整備に必要な経費を助成するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) かんしょ加工品製造事業者

(5) かんしょ集荷・販売事業者

(6) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）であって、施設整備を行う者が協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること。

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー4（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー5（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

(1) 10a 当たりの総労働時間を10%以上削減

(2) 事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加

3 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、2の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (5) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

- 1 補助対象経費は、種苗生産の省力化に向けた施設の新設や既存施設の改修のために必要な以下の施設の整備に係る経費とする。
 - (1) ウイルスフリー苗等の生産に必要な組織培養・順化施設
 - (2) かんしょ苗増殖施設（ビニールハウス等を含む。）
 - (3) かんしょ種いも増殖施設
 - (4) かんしょ種いも保管施設
- 2 補助率は1／2以内とする。
- 3 1の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古

品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 費用対効果分析

(1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

(2) 本事業における費用対効果については、別記 22-1「省力化栽培体系導入事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて都道府県知事に提出するものとする。

(3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙 1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

6 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(2) 施設用地の整備や改良などの整備のための経費

7 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食農 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

(別記 22－ 1)

省力化栽培体系導入事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

省力化栽培体系導入事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の (1) から (4) までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ (別表 1 参照)

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る重要病虫害の対策のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 省力化栽培体系導入の対策による効果

- (1) 効果の内容

ア 生産コスト削減効果

設備改修・整備により、営農技術体系、経営規模等が変化し、生産コストが削減される効果

イ 生産力増加効果

設備改修・整備により、作付面積や単収が増加し、販売額が増加する効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、品質が向上し、所得が増加する効果

エ 生産力維持効果

設備改修・整備により、生産力を維持し、導入しなかった場合に見込まれる農業所得の減少が阻止される効果

(2) 算出方法

省力化栽培体系導入の対策による効果の年効果額は、次のアからエまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 生産コスト削減効果

現在のかんしょの生産コストと整備後の生産コストの差に年間生産量を乗じた額

イ 生産力増加効果

現状のかんしょの生産量と整備後の生産量の差に販売価格を乗じた額

ウ 品質向上効果

現在のかんしょの販売価格と整備後の販売価格の差に年間生産量を乗じた額

エ 生産力維持効果

現在の作付面積から施設を導入しない場合に見込まれる農業所得の減少と整備後の減収量の差に販売価格を乗じた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記22別添様式により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

(別記 23)

かんしょ生産拡大対策整備事業
(かんしょ重要病害虫対策整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病等の対策のため、健全な苗及び種いもを供給することを目的に、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事象実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) かんしょでん粉製造事業者

(3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

(4) かんしょ加工品製造事業者

(5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

であって、施設整備を行う者が協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること

2 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号ー4（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー5（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物、地域の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地域は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

(1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加

(2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

3 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

4 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、2の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

- 1 補助対象経費は、苗及び種いもの供給等に係る設備のうち、重要病害虫の対策に向けた施設の新設や既存施設の改修のために必要な以下の施設の整備に係る経費とする。

(1) 種子種苗生産供給施設

組織培養（ウイルスフリー苗を含む。）、苗・種いもの生産、種いもの保管・貯蔵等に係る設備及び機器

(2) 病害虫まん延防止施設

種いもの消毒等に係る設備及び機器

- 2 補助率は1/2以内とする。

- 3 1の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

- 4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設

備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

(2) 本事業における費用対効果については、別記 23-1「かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

6 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(2) 施設用地の整備や改良などの整備のための経費

7 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農 2088号、3農産第 2897号、3畜産第 1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

第4 事務の実施手続

1 募集方法等

(1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

(2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

(1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた

事業実施主体は、別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第 7 第 1 項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

- (2) 実施要領第 5 の 2 の (2) において定めるチェックシートについては、1 の (1) は別記様式第 10 号ー 4 (農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第 10 号ー 5 (民間事業者・自治体等向け) を用いるものとする。

(別記 23－ 1)

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の (1) から (4) までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ (別表 1 参照)

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係るかんしょ重要病害虫の対策のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 かんしょ重要病害虫の対策による効果

- (1) 効果の内容

ア 生産コスト削減効果

設備改修・整備により、病害虫被害が軽減し、生産コストが削減される効果

イ 生産力増加効果

設備改修・整備により、作付面積や単収が増加し、生産量が増加する効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、品質が向上し、所得が増加する効果

エ 被害防止生産安定効果

設備改修・整備により、重要病害虫による減収量が低下し、所得が増加する効果

(2) 算出方法

かんしょ重要病害虫の対策による効果の年効果額は、次のアからエまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 生産コスト削減効果

現在のかんしょの生産コストと整備後の生産コストの差に年間生産量を乗じた額

イ 生産力増加効果

現状のかんしょの生産量と整備後の生産量の差に販売価格を乗じた額

ウ 品質向上効果

現在のかんしょの販売価格と整備後の販売価格の差に年間生産量を乗じた額

エ 被害防止生産安定効果

現在の重要病害虫によるかんしょの減収量と整備後の減収量の差に販売価格を乗じた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第11号別添1により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

(別記 24)

ばれいしょ生産拡大体制整備事業

第1 事業の内容

本事業は、次に掲げる種ばれいしょ産地の形成、ばれいしょの需要に応じた生産体系の構築及び近年の高温によるばれいしょの品質低下への対策に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょ保管施設等の整備

別記6の取組を行う事業実施主体が、種ばれいしょ産地を形成するために必要な保管施設等の整備・改修。

2 ばれいしょ保管施設等の整備

別記5の取組を行う事業実施主体が、ばれいしょの需要に応じた生産体制を構築するために必要なばれいしょ保管施設等の整備・改修。

3 高温対策施設の整備

高温による種ばれいしょ及びばれいしょの品質低下への対策に資する施設の整備・改修。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）であって、施設整備を行う者が、地域農業再生協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること。

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(7) 種ばれいしょの生産者、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、実需者又は都道府県若しくは市町村で構成するコンソーシアムであって、以下のアからエまでに定める基準を満たすもの

ア 種ばれいしょの生産者（種ばれいしょの生産活動を行う個人又は法人）、農業協同組合又

は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

ウ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

エ ウのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

(1) 第1の1の取組を行う場合

種ばれいしょとする。

(2) 第1の2及び3の取組を行う場合

種ばれいしょ及びびばれいしょとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょ又はばれいしょの販売額を3.0%以上増加
- ・事業実施地区で生産された種ばれいしょ又はばれいしょの貯蔵後配布前の腐敗等品質異常品の発生率を1割以上減少

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施年度を含む5年までの範囲内で設定するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

1 補助対象経費は、第1に掲げる施設の整備に要する経費とし、工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)、実施設計費及び工事雑費とする。施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。

2 本事業で整備する施設等については、別記24別紙に定める施設等の補助対象基準を満たすもの

とする。

3 補助率は1／2以内とする。

4 第1の1の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を、別記6の取組で作成する種ばれいしょの生産・販売計画又は持続的種ばれいしょ生産体制確立計画に基づき作成するものとし、計画期間は、それぞれ事業実施年度を含む5年間又は3年間で設定する。

5 第1の2の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を、別記5の取組で作成する種ばれいしょの生産・調達及び種ばれいしょ生産・販売計画又は革新的省力化作業体系導入計画に基づき作成するものとし、計画期間は、それぞれ事業実施年度を含む5年間又は3年間で設定する。

6 第1の3の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を作成し、これに事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産計画又は種ばれいしょ生産計画（品種、作付面積、生産量、販売先等）を添付するものとする。

7 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

8 事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

9 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

10 施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

11 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長 通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

12 地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

13 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。なお、事業実施主体は、

本要領別記様式第5号に定める事業実施状況報告の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 14 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

- （1）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- （2）改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- （3）本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- 15 保管施設等の整備等と一体的に行う包装・出荷施設の整備等については包装・出荷施設の規模及び能力の設定に当たり、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

16 留意事項

- （1）周辺環境への配慮施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- （2）周辺景観との調和施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- （3）PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

（4）管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるもの

とする。また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(5) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた生産体制の構築に向けた取組を継続することとする。

別記 24 別紙 補助対象基準

施 設 等 名	補 助 対 象 基 準
種ばれいしょ保管施設等	(施設等の整備) ・種ばれいしょの選別、保管、包装及び出荷のいずれかの機能を有する施設であること。 ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量の増加等の機能向上となること。 (施設等の運営) ・施設等への種ばれいしょの受入の方針を定めていること。 ・施設等に受け入れた種ばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。
ばれいしょ保管施設等	(施設等の整備) ・ばれいしょの選別、保管、包装及び出荷のいずれかの機能を有する施設であること。 ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量の増加等の機能向上となること。 ・実需者が受益者であること。 (施設等の運営) ・施設等へのばれいしょの受入の方針を定めていること。 ・施設等に受け入れたばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。
高温対策施設	(施設等の整備) ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 (受益面積要件) ・北海道 25ha、都府県 10ha (施設等の運営) ・施設等へのばれいしょの受入の方針を定めていること。 ・施設等に受け入れたばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。

(別記25)

畑作物産地生産体制確立・強化整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、国内の分みつ糖工場の労働生産性向上に向け、国内産糖の製造に係る施設・設備等について以下の整備に必要な経費を助成する。

- 1 省力化・効率化に向けた機能高度化を目的とした設備及び季節工宿舍等施設の整備
(既存施設・設備の改良を含む。)
- 2 省力化・効率化に向けた作業工程の再構築を目的とした施設・設備の整備

第2 事業実施主体

本事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 分みつ糖製造事業者
- 2 市町村
- 3 生産者の組織する団体

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

- (1) 第1の1に掲げる整備事業の成果目標は、分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上とする。
- (2) 第1の2に掲げる整備事業の成果目標は、次のアからウまでのいずれかの取組から設定すること。
 - ア 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - イ 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ウ 労働生産性の10%以上の向上

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度(複数年度にわたり実施する事業にあつては事業最終年度とする)の翌々年度とする。

3 事業実施期間

第1の1に掲げる整備事業の事業実施期間は、交付決定の日から令和7年3月末までとする。

第1の2に掲げる整備事業の事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から10年以内とし、全体事業計画に定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業継続ができるものとする。

4 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

5 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 第1の2の取組については、全体事業計画に次の項目がすべて記載されていること。
 - ア 複数年度の事業の全体計画
 - イ 年度別計画（個々の建物、設備等ごとに整理。個々の建物や設備等毎の事業費等を記載。）
- (7) 第1の2の取組については、地域の課題を踏まえ、製糖業者、県及び市町村等地元関係者が十分調整等を行った地域一体の計画であって、地方公共団体が一定程度費用負担を行うことが確実であること。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県及び市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

また、第1の2の取組について、事業実施主体が既に採択となった事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が存在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める

交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、事業実施主体が第2の1の場合は別記様式第10号ー3（食品事業者向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（自治体・民間事業者向け）を用いるものとする。

なお、事業実施主体又は本事業により整備された設備等を利用する事業者が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条第3号の規定に基づく国内産糖交付金を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、チェックシートを既に提出している場合は、その報告をもってチェックシートの提出に代えることができるものとする。

4 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。ただし、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する分みつ糖工場の設備等を整備の対象とする国内産糖事業者等の場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合は、費用対効果（投資効率）の算定を要さない。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記25ー1「分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」に定める手法又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）」の共通7「費用対効果分析について」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 第1の1の取組

国内の分みつ糖の製造に係る機器及び設備等のうち、省力化・効率化に資する既存設備の改良及び季節工用宿舍等の導入に要する経費。

なお、分みつ糖製造に係る機器及び設備等とは、受入、洗浄、製造、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備、その他国内産糖製造に必要な設備並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）のことをいう。

(2) 第1の2の取組

次に掲げるものとし、その取扱いは、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

ア 分みつ糖製造に必要な機器・設備の製造及びそれらの設置並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）にかかる工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）

イ 実施設計費

ウ 工事雑費

2 補助の対象となる施設設備等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

（1）原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

（2）施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

（3）成果目標の達成に必要な改修（能力の増強、耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）経費については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上かつ内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

（4）施設規模及び能力の決定に当たっては、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、その目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 次に掲げる経費は交付の対象外とする。

（1）事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費

（2）施設用地の整地や改良などの整備

- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費
- (4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
- (5) 国内産糖の製造以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (6) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
- (7) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

5 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合、本要領に定める要件を満たさないことが補助金交付後に判明した場合等にあつては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 実施に係る留意事項等

- 1 第1の2の施設等の整備に当たっては、事務手続は事務取扱を準用するものとし、事業実施主体は、あらかじめ県等と調整を図るものとする。
- 2 施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- 3 施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- 4 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。
 - (2) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であるものとする。
 - (3) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 5 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、実施要領第7に定める事業実施状況の報告にあわせて、保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

6 施設の管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応

じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、県知事が適当と認める事業実施主体以外の者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等及び県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、地方農政局長等及び県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

- 7 事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表1参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び農林畜産関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 分みつ糖製造の省力化に係る効果

(1) 効果の内容

分みつ糖製造の省力化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

省力化のための設備導入により、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減される効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

省力化のための設備導入により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

分みつ糖製造の省力化に係る効果の年効果額は、次のア及びイによる算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストと整備後の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストの差に目標年度における分みつ糖の年間製造量で乗じた額とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差とする。

2 その他の効果

1 に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第 4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第 2 及び第 3 に定めるところに従い、別記様式第 11 号－ 2 により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

畑作物産地生産体制確立・強化整備事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、国内産いもでん粉工場の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化、輸出の拡大等を促進するため、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 国内産いもでん粉製造事業者
- 2 国内産いもでん粉製造事業者を構成員に含む団体
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農業協同組合
- 5 民間企業

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 国内産いもでん粉工場の労働生産性の2%以上向上
- (2) 国内産いもでん粉の荷役作業時間を10%以上削減
- (3) 国内産いもでん粉工場のHACCP等認定(民間認証を含む。)の取得又はHACCPに沿った衛生管理の実施
- (4) 国内産いもでん粉工場におけるでん粉出荷量に占める輸出量の2%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

4 留意事項

- (1) 本事業の施設整備等に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業により設備等の財産を取得する場合については、次によるものとする。

- ア 貸付けの方法及び利用者等の決定又は変更については、地方農政局長等と協議するものとする。
- イ 利用者については、原則として、国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。
- ウ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）/当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- エ 賃借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

- (2) 実施要領第5の2(2)において定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートは、事業実施主体が第2の1又は2の場合は別記様式第10号－3（食品事業者向け）、その他の場合は別記様式第10号－4（自治体・民間事業者向け）を用いるものとする。

なお、当該事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法

律第 109 号) 第 35 条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

3 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記 26-1「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙 1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

第 5 助成等

- 1 補助対象経費は、以下のいもでん粉の製造等に係る設備のうち、労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化及び輸出の拡大等に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。
 - (1) 製造施設
受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力制御、給水、ボイラー、換気・空調・集塵等に係る設備及び機器
 - (2) 排水処理等施設
沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池等の設備及び機器
 - (3) 上屋等
製造施設等を覆うために必要な建築物
- 2 1 の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね 5 年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。
なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
 - (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- 3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 4 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。
 - (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は実施予定となつて

いる取組に要する経費。

- (2) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
- (3) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額。

5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

- (1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

6 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の（１）から（４）までにより行うものとする。

（１）妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

（２）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

（３）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ （別表 1 参照）

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

（４）算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る労働生産性の向上等のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 いもでん粉製造の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理高度化及び輸出拡大に係る効果

（１）効果の内容

いもでん粉製造の労働生産性の向上に係る効果はア及びイ、効率的な輸送体系の確立に係る効果はア、イ、オ及びカ、衛生管理の高度化に係る効果はア、イ及びウ、輸出拡大に係る効果はア、イ及びエに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

設備改修・整備により、工場の稼働率が向上し、製造コストが削減される効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

設備改修・整備により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

ウ 品質向上効果

- 設備改修・整備により、でん粉の品質が向上し、工場の販売額が増加する効果
- エ 輸出増加効果
- 設備改修・整備により、輸出向けでん粉の生産量が増加し、工場等の販売額が増加する効果
- オ 生産力維持効果
- 当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の所得の減少が阻止されることに関する効果
- カ 物流コスト抑制効果
- 当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の物流コストの増加が抑制されることに関する効果

(2) 算出方法

いもでん粉製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからカまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在のいもでん粉の1トン当たり製造コストと整備後のいもでん粉の1トン当たり製造コストの差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差

ウ 品質向上効果

現在のいもでん粉の1トン当たり販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額

エ 輸出増加効果

現在のいもでん粉の1トン当たり国内向け販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり輸出向け販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間輸出量を乗じた額

オ 生産力維持効果

現在のいもでん粉の取扱量と整備しなかった場合のいもでん粉の取扱量の差に現在のいもでん粉販売単価及び所得率を乗じた額から製造コスト削減効果（労働費）との重複を除いた額

カ 物流コスト抑制効果

現在の物流コストと整備しなかった場合の物流コストの差から製造コスト削減効果（労働費）及び生産力維持効果との重複を除いた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第11号別添3により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

別紙 1（別記 2、別記 5 から別記16まで、別記20から別記22まで及び別記24関係）

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
都道府県向け補助金の配分基準について

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち都道府県向け補助金における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、要望額の配分に当たっては、予算の範囲内で別表 1 の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1 の規定により配分した結果、ポイントが最下位の事業内容の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業内容が複数ある場合は、要望額の小さい事業内容から順に配分対象とするものとする。
- 3 別記22(かんしょ生産拡大対策整備事業のうち省力栽培体系導入事業)及び別記24(ばれいしょ生産拡大体制整備事業)については、別記 2、別記 5 から別記16まで、別記20及び別記21と予算区分が異なるため、別記22及び別記24のみの予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に配分するものとする。なお、別記22及び別記24の予算の残額が事業内容に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で配分できるものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

（1）投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、農業機械の導入を行う場合においては、イに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

（2）総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、次の当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

農業機械

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

イ 各効果の算定方法

（ア）生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。

この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費})) \times \text{生産規模拡大率} \\ - (\text{事業実施後の}(\text{労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費}))$$

（イ）品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。

この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

（ウ）生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。

この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前販売単価} \times (\text{計画生産量} - \text{事業実施前生産量}) \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果との重複額}$$

（エ）生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の作付面積} - \text{施設を導入しない場合の作付面積}) \times \text{事業実施前の単収} \times \text{事業実施前の販売単価} \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果（労働時間）との重複}$$

（オ）その他の効果

（ア）から（エ）までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{①残存率}$$

$$\text{①残存率} = (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i : 割引率 (資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数)

n : 総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 = ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

①事業費の合計 : 各工種 (施設、機械) の事業費を合計する。

②年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名 (施設、機械)	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ② = ① / ③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
× ×	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費 (事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。) を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k=②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤+⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③'農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減光 熱力費 (円/10a)	②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削減 光熱動力費 ①×② (千円)	⑤導入施設重 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③+④) \times k - ⑤$ (千円)
合 計					

③'農家での削減光熱動力費計

④既存共同発電 に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削減 諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設重営に 係る諸資材費 (千円)	年効果額 $(③+④) \times k - ⑤$ (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)				
合 計									

③'農家での削減諸資材費計

④既存共同施設運営に係る諸資材費 (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 ①+② ×k-③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設の維持管理費 (千円)

v コスト節減効果計

(単位: 千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理費節減効果	
計	

b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物（種子用を除く）に係る機械・施設の場合)

経営（作付） 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業委託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①+④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③×k-⑦* (千円)
〇ha未満								
〇〇〇ha								
〇ha以上								
合計								

③'事業実施前の作業コスト計

⑦'事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営（作付） 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後の 作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③×k－⑤' (千円)
〇ha 未満						
〇〇〇ha						
〇ha 以上						
合計						

③事業実施前の作業コスト計 ⑤事業実施後の作業コスト計

c 生産コスト節減効果計

(単位: 千円)

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg 本箱/10a) (1 町畝あたり)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg 本箱) (1 町畝あたり)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg 本箱) (1 町畝あたり)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg 本箱) (1 町畝あたり)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg 本箱) (1 町畝あたり)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

--	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 品質向上効果計

(単位: 千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作目	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		⑤事業実施前生産量	⑥事業実施後の生産量	⑦増加生産量	⑧事業実施前平均販売単価	⑨所得率	⑩生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①現況	②計画	③現況	④計画(見込)	①×③	②×④	⑥－⑤			⑪重複労働時間	⑫労賃単価	⑪×⑫	⑦×⑧×⑨－⑩
					(kg)	(kg)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力増加効果計

(単位: 千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
計	

(エ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積(ha)				④事業実施前 の単収	⑤減少生産 量	⑥事業実施前 販売単価	⑦所得率	⑧生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額
	①事業実施 前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①－②					⑨重複労働時間	⑩労賃単価	⑨×⑩	
					(kg/10a)	(kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力維持効果計

(単位:千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(オ) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位:千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位:千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト削減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 生産力維持効果	
オ その他効果	
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業Ⅰ計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他(設計書、工事雑費)Ⅲ				
合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)				
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' /③' =		年		

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	千円
うち整備事業に係るもの	千円
うち推進事業に係るもの	千円
②年総効果額	千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)
③総合耐用年数	年
④還元率	
⑤妥当投資額 ②/④	千円
⑥廃用損失額	千円
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①	

割引率	0.04
-----	------

別表 1（別記 2、別記 5 から別記 16 まで、別記 20 から別記 22 まで及び別記 24 関係）

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等		
別記 2、別記 5 から別記 16 まで、別記 20 から別記 22 まで及び別記 24 の事業については、以下の成果目標から、事業内容の欄の取組ごとに、達成すべき成果目標を 1 つ選択することとする。 なお、事業内容の欄から複数の取組を選択する場合にあっては、同一の成果目標を選択できるものとする。 また、次の 1 つ以上に該当する取組を行う場合は、以下の基準によりポイントを加算できるものとする。 【重点政策課題加算ポイント】 （5 ポイント） ・別記 5、別記 6 及び別記 8 の取組を実施する場合 （1 ポイント） ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画若しくは基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある場合 ・事業実施地区で地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施されている場合 ・事業実施主体（構成員を含む。）が実質化された人・農地プランの中心経営体又は地域内の農業を担う者として地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者である場合 ・事業実施主体（構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合 なお、別記 24 の取組については、次に該当する取組に対し、以下の基準でポイントを加算できるものとする。 【別記 24 に関する取組における加算ポイント】 ・第 1 の 1 の取組を行う場合（5 ポイント） ・第 1 の 2 の取組（改修を除く）を行う場合（5 ポイント） ・第 1 の 2 の取組（改修を除く）を行うに当たり、自産地で実需者との連携に必要な数量の種ばれいしよを生産する場合（10 ポイント）		
事業	事業内容	成果目標の基準及びポイント
畑作物生産性向上支援事業		
かんしょ生産性向上支援事業	（別記 2） かんしょ生産構造転換 産地づくり支援事業	・ 10 a 当たりの労働時間を 10% 以上削減 20.0% 以上・・・・・・・・・・ 20 ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 15 ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント

		・単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加 11.0% 以上・・・・・・20ポイント 9.0% 以上・・・・・・16ポイント 7.0% 以上・・・・・・12ポイント 5.0% 以上・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・4ポイント
		・総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加 13.0ポイント以上・・・・・・20ポイント 11.0ポイント以上・・・・・・16ポイント 9.0ポイント以上・・・・・・12ポイント 7.0ポイント以上・・・・・・8ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・4ポイント
		・総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加 18.0ポイント以上・・・・・・20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・16ポイント 14.0ポイント以上・・・・・・12ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・8ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・4ポイント
ばれいしょ生産拡大支援事業	（別記5）	・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・4ポイント
	ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業	・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・4ポイント

		・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して 5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるばれいしょの販売額を３%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区で新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して 10%以上削減 20% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・10ポイント
	(別記６) 種ばれいしょの新産地 形成支援事業	・事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）等として合格した種ばれいしょを供給 供給を開始・・・・・・・・・・20ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょ生産の 10a 当たりの労働時間を 3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して 5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント

		5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 7.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記7) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業	・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・・・10ポイント
		・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記8) 種ばれいしょの安定供給対策事業	・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加 5.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント

		3.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量を3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの販売金額を3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加 30.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 24.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 18.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を100.0%とする 100%・・・・・・・・・・20ポイント
		・事業を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法(昭和25年法律第151号)第13条第1項による指定種苗として合格した種ばれいしょを供給すること 供給・・・・・・・・・・20ポイント
	(別記9) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業	・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加 30.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント

		24.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 18.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を100.0%とする 100%・・・・・・・・・・20ポイント
		・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
畑作物安定生産対策事業	(別記10) 豆類の安定生産等対策事業	・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント

		3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・ 事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を 4.0 ポイント以上増加 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された品種をいう。
		・ 事業対象の豆の10 a 当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 8.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上 10.0ポイント以上又は合格率が100%・ 20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 8.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上 5.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記11) そばの安定生産・安定供給対策事業	・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を都府県の直近7中5年間の平均以上とする（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。） 平均より8.0%以上増加・・・・・・・・・・20ポイント 平均より6.0%以上増加・・・・・・・・・・16ポイント 平均より4.0%以上増加・・・・・・・・・・14ポイント 平均より2.0%以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 都府県の直近7中5年間の平均以上・・・・4ポイント
		・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して2.0%以上増加（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。） 10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 2者以上・・・・・・・・・・20ポイント 1者・・・・・・・・・・10ポイント
		・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記12) なたねの品種転換に係	・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100.0%とする 100.0%・・・・・・・・・・20ポイント

	る交雑防止対策事業	
	(別記13) 病害虫まん延防止対策事業	・地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制 0.1%以下・・・・・・・・・・20ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・16ポイント 5.0%以下・・・・・・・・・・12ポイント 7.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以下・・・・・・・・・・4ポイント
		・地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減 20ポイント以上・・・・・・・・20ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・16ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント
		・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・10ポイント
畑作物導入・労働負担軽減対策事業	(別記14) 新たな生産体系確立支援事業	・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・10ポイント
		・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・4ポイント
		・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加 15.0%以上・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・8ポイント

		3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(新規作物を導入する場合は1ha以上導入) 25.0% 以上又は3.0ha以上・・・・・・・・・・20ポイント 22.5% 以上又は2.5ha以上・・・・・・・・・・16ポイント 20.0% 以上又は2.0ha以上・・・・・・・・・・12ポイント 17.5% 以上又は1.5ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 15.0% 以上又は1.0ha以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(新規作物を導入する場合は1ha以上導入) 25.0% 以上又は3.0ha以上・・・・・・・・・・20ポイント 22.5% 以上又は2.5ha以上・・・・・・・・・・16ポイント 20.0% 以上又は2.0ha以上・・・・・・・・・・12ポイント 17.5% 以上又は1.5ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 15.0% 以上又は1.0ha以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記15) 労働負担軽減対策事業	・10a 当たりの労働時間を3.0%以上削減(かんしょ除く) 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・10a 当たりの労働時間を10.0%以上削減(かんしょ) 20.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・15ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・10ポイント

		・ばれいしょの導入比率を直近４年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする 70.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 65.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 60.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 55.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 50.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記16)	・10a 当たりの物財費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域 1 ヲ所以上に導入

	環境配慮型生産体系確 立支援事業	2 地域以上・・・・・・・・・・20ポイント 1 地域・・・・・・・・・・10ポイント
		・10a 当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用 回数と比較して10.0%以上削減 50.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 40.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 30.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較し て10.0%以上削減 30.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 25.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
畑作物加工・流通対策支援事業		
畑作物新規需 要開拓支援事 業	(別記20) 国産そばの新規需要拡 大事業	・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加 10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント

		2.0ポイント 以上・・・4ポイント ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発 2つ以上・・・20ポイント 1つ・・・10ポイント
	(別記21) 持続的な流通体系確立 支援事業	・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入 2地域以上・・・20ポイント 1地域・・・10ポイント ・当該品目の流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減 20% 以上・・・20ポイント 16% 以上・・・16ポイント 13% 以上・・・12ポイント 9% 以上・・・8ポイント 5% 以上・・・4ポイント
畑作物産地生産体制確立・強化整備事業		
かんしょ生産 拡大対策整備 事業	(別記22) 省力栽培体系導入事業	・10a 当たりの労働時間を10%以上削減 20.0% 以上・・・20ポイント 15.0% 以上・・・15ポイント 10.0% 以上・・・10ポイント ・事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加 13.0% 以上・・・20ポイント 11.0% 以上・・・16ポイント 9.0% 以上・・・12ポイント 7.0% 以上・・・8ポイント 5.0% 以上・・・4ポイント
ばれいしょ生 産拡大体制整 備事業	(別記24) ばれいしょ生産拡大体 制整備事業	・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・4ポイント

		・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５.０％以上増加 25.0％ 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0％ 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0％ 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0％ 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0％ 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５.０％以上増加 25.0％ 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0％ 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0％ 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0％ 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0％ 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・事業実施地区における種ばれいしょの販売金額を３.0％以上増加 15.0％ 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0％ 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0％ 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0％ 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3.0％ 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・事業実施地区におけるばれいしょの販売金額を３.0％以上増加 15.0％ 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0％ 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0％ 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0％ 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3.0％ 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		・事業実施地区で生産された種ばれいしょ又はばれいしょの貯蔵後配布前の腐敗等品質異常品の発生率を１割以上減少 5割以上・・・・・・・・・・20ポイント 4割以上・・・・・・・・・・16ポイント 3割以上・・・・・・・・・・12ポイント 2割以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1割以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

別表 2（別記 1 のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組、別記 2、別記 3、別記 4、別記 5、別記 6、別記 7、別記 10、別記 11、別記 13、別記 14、別記 16、別記 17、別記 18、別記 20 及び別記 21 関係）

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及び資料の収集等	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事

		について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講等経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価、加工適性試験、副産物活用等に必要な資材や原材料等	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。

		の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体 ・試験等に用いる少額(3万円未満)な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(協議会等の構成員の民間企業等を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。ただし別記2、3、4、17の取組においては、この限りではない。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし別記1第1の1の(3)のアの(エ)の農業機械の補修・メンテナンス等及び別記17第1の1の(4)の人材育成のための研修等を委託により行う場合はこの限りではない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	

雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書等に添付する印紙の経費	
	保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等の経費	
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
処分費	処分料	未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費	・未譲渡性の担保を目的に行う処分料以外は、補助の対象外とする。

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房予算課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入
 - （3）別記1の第1の2の（3）のイの（ア）の取組については、通常の営農行為に要する経費（肥料や農薬等）等、複合経営の導入に向けた検討会や技術講習会以外に要する経費
 - （4）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合
 - （5）別記1の第1の2の（4）のウに掲げる取組及び別記1の第1の2の（5）のア並びにイについては、別記1の第5の2に規定する補助率に関わらず、1/2以内及び定額とする。